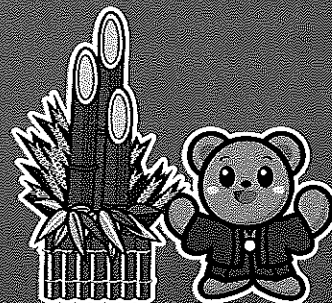


# GYOSEISYOSHI HOKKAIDO 行政書士北海道



2007年1月 No.281

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>  
メールアドレス = [gyosei@mrd.biglobe.ne.jp](mailto:gyosei@mrd.biglobe.ne.jp)

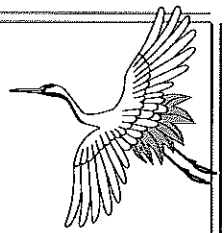


PICK UP

新年挨拶  
業務資料



## 年頭にあたって



北海道知事

高橋 はるみ

新年明けましておめでとうございます。本年も、皆様とともに新しい年を迎えることができましたことを、心から嬉しく思います。

お陰をもちまして、道政を担当させていただいてから、四度目の新年を迎えました。この間、皆様には、さまざまな形で深いご理解と温かいご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、昨年の北海道を振り返りますと、道民球団である北海道日本ハムファイターズが日本一の偉業を成し遂げたほか、夏の甲子園で球史に残る決勝戦を戦った駒大苫小牧高校の活躍、世界中の子どもたちに夢を与えた「世界少年野球大会北海道大会」の開催など、道民みんなが、「野球」に元気づけられ、たくさんの夢と希望を与えられた一年であったと思います。

また、道政に目を向けると、これまで推進してきたさまざまな取組や道民の皆様の果敢な挑戦を通じ、自動車産業の集積や創業拠点の形成など「ものづくり産業」の胎動、旭山動物園への来園や豪州からのスキー滞在をはじめとした観光入込客数の増加、道産農水産物の輸出拡大やスイーツ人気に見られるような、新たな北海道ブランドの確立など、北海道の明日につながる「活性化の芽」が、昨年もとぎれることなく芽吹き続けていると実感しています。

我が国が戦後最長の景気回復を続けている中、北海道の景気も、持ち直しの動きが見られつつありますが、本道経済はまだまだ厳しい状況にあります。しかし、私は、「ピンチは変革のための最大のチャンス」であると信じています。道内各地域における様々な活性化の芽吹きは、今がその「変革の時」を迎えている証です。

豊かな大地、清浄な水や空気といった、わた

したちのくらしと産業の源泉である素晴らしい自然環境、道内の多様な地域文化の中で生まれた、バイタリティーに溢れる「人財」など、本道が世界に誇る財産を大いに活かしながら、この「時」を逸することなく、経済や地域社会、行財政の構造を変革し、地域それぞれの個性が輝く、夢いっぱいの北海道を築くため、挑戦を続けていかなければなりません。

このような時代にあって、行政書士に期待される役割の変化に対応するため、契約代理業務や電磁的記録の作成業務が新たに行政書士の業務として位置付けられるとともに、行政書士法人制度が創設されるなど、行政書士に期待される役割や責任は、ますます大きくなっています。

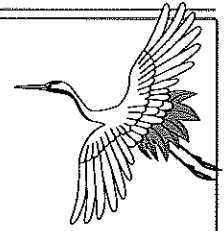
皆様においては、法律や行政に関する確かな知識と経験を身に付けるため、今後とも一層研鑽を積み、道民の皆様に信頼される行政書士としてご活躍されることをご期待申し上げます。

本年が、輝かしい希望に満ちた、北海道変革の年となりますよう、心から願いを込めて、新年のご挨拶とさせていただきます。





## 平成19年 会長年頭所感 更なる制度構築を目指して



日本行政書士会連合会 会長

宮内 一三

平成19年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より深貝会長をはじめ、北海道行政書士会の皆様方には、日本行政書士会連合会の事業運営に対し、ご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、行政書士を取り巻く社会環境が激変している昨今、行政書士は国民のニーズを的確に把握し、真に国民の利便に資する制度としていかなければなりません。

このことから、社会変化に柔軟かつ機動的に対応できるよう、日行連の抜本的な組織改革を行い、時代の変化に即応できる組織体制、すなわち、①政策立案、総合調整部門の強化、②役員の構成及び事業の執行体制を含めた組織体制の効率化、整合化、③事務局を含めた本会組織の抜本的改革を行うこととしております。

行政書士全体の資質向上を図るため、本会では、裁判外紛争解決(ADR)手続実施者養成研修、法定業務研修、司法研修、知的財産権研修等を継続実施しております。今年4月には、研修に関する施策を一元的かつ機動的に行うため、日行連の附属組織として中央研修所を設置いたします。この中央研修所は、最終的には法人格を有する固体として活動できるものを目指します。

昨年5月の新会社法施行に伴い、電子定款の申請件数が増加したことからも分かるように、行政書士の電子申請を含めた役割は確実に増加しており、政府の施策による電子行政化が急速に推進されている現状から、電子申請に即応できるよう、なお一層の研鑽が求められています。

また、司法制度改革推進に向けた対応として、昨年10月より業務を開始した日本司法支援センターとの積極的な協力体制を確立するとともに、ADRでは先行する指定単位会を軸に認証ADR機関として稼働できるよう、環境整備並びに人材の支援を行っているところです。

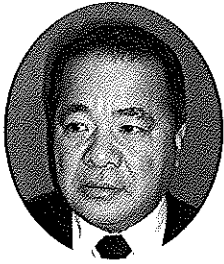
さらに、昨年12月より、行政書士又は行政書士法人が他の行政書士又は行政書士法人を派遣先とする行政書士の労働者派遣を行うことが可能となりました。資格制度の根本を踏まえつつも、国民の利便性の向上が可能であると考えられる規制改革には、積極的に対応していく必要があると考えます。

行政書士制度は、言うまでもなく国民のためにあります。複雑化する国民の要望に応え、同時に制度の発展を図るためには、行政書士法の改正が必要です。

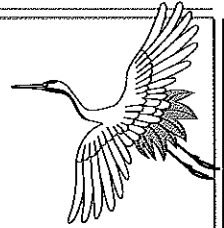
特に、代理権の獲得に続くものとして、行政手続法における聴聞代理、懲戒処分や欠格事由等の整備、公共囑託を可能とする行政書士法改正を要望し、これを優先的に推進して参ります。

この様に山積する課題に立ち向かうためには、日行連と各単位会が一体となり、より一層の協力体制の構築が必要不可欠です。

北海道行政書士会の皆様方におかれましては、更なるご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご活躍、御発展を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭のご挨拶



北海道行政書士会 会長

深 貝 亨

新年明けましておめでとうございます。

平成19年の新春に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、平素より会の運営に対し、深いご理解と暖かいご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この欄に新年の挨拶を書かせていただくのが今回で4回目になりました。この間、どの位皆様のお役に立てたのだろうかという不安が脳裏をよぎりますが、そういう迷いを払拭して前向きな思考に立てるのも正月の良いところかと思えます。

さて、昨年6月の日行連総会当日、旭川地方自家用自動車協会の行政書士法違反について、マスコミ報道がなされました。早速、全道の自家用協会から聞き取り調査を実施し、個々に改善の指導をしてまいりました。幸い、11月をもって、当面の改善が整いましたが、今後の関係構築と更なる指導を継続してまいる所存です。

夏には会の事務局を移転しました。会館取得、事務局体制の整備等いろいろなご意見が飛び交う慌ただしい状況でしたが、新事務局長の下、職員の皆さんが結束して対応していただき、予算等の取り越し苦勞をよそに、無事移転を完了いたしました。近くにお越しの際にはお気軽にお立ち寄りください。

10月には、組織検討特別委員会からの答申をいただきました。部の再編や理事定数の見直し、更には支部再編の計画案までと大きく踏み込んだご意見を賜りました。制度を憂いつつも将来に夢を託す姿には、役員も会員もないと熱いものを感じました。今後できるものから着手してまいりたいと考えております。

最近、研修が会の大きな事業となっております。

ます。新入会員研修やADR、綜合法学研修等の様子から見ていて、皆さん非常によく勉強されていると感じます。質問の内容が的確で、的を射た議論ができていているように思えます。又、ご自分の守備範囲を意識されているのも心強い点です。

しかし、国家資格者に対する風当たりは今後とも強まることはあっても弱くなることはないでしょうし、弁護士、公認会計士の大幅な増加もすぐそこまで来ています。

会員各位にあっては、こうした危機感を敏感に受け止めて、その上で、自己研鑽と自らの得意とする分野にのめり込んでいただきたいと思えます。

平成の元号は聞もなく成人を迎えます。昭和の時代が戦争とその復興の歴史であったことは、ある意味で、明確な目標が与えられていた時代と言えましょうし、平成に入ってから10年が失われた10年であったとしても、その後何を追い求めるのかは、成人となる頃には決まっていなければならないのでしょうか。平成も、もう大人なのですから・・・。

極めることと連携することが、キーワードになる気がしています。個人的には・・・。

皆さん一人ひとりが自分にとってのキーワードを心に描いて、そう、危機感を忘れずに今年一年のスタートを切っていただければ幸いです。

役員、事務局一同も心を引き締めてこの一年を過ごしてまいりたいと考えております。どうぞご理解と倍旧のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の今年1年が素晴らしい1年であられることを心よりご祈念申し上げます。新春の挨拶とさせていただきます。



(以下、支部は五十音順です)



## 新年雑感

旭川支部 支部長 加藤 隆夫

新年明けましておめでとうございます。

変わり行く激動の1年を乗り越えて、充実した気持ちで新年をお迎えの事と存じます。

又、会員の皆様には日頃より旭川支部へのご理解とご協力を賜わり感謝申し上げます。

旭川支部は、平成13年度より留萌宗谷3支部合併の協議を重ね、先輩諸氏のアドバイスを基にスムーズな話し合いにより平成14年度より新旭川支部として3支部統合いたしました。

現在は、6市30町4村、面積17,922.74m<sup>2</sup>、人口680,832人(17年9月現在)日本海とオホーツク海に囲まれた、日本最北端で日本最大面積の支部となっております。

支部の基本方針としまして

基本方針

1. 行政書士制度の発展と業務分野の拡大
2. 市民社会への信頼確立と連携ある組織づくり
3. 変革へ対応出来る会員の能力向上
4. 調和の取れた社会づくりへの貢献をテーマに取り組んでいる所です。

まず行政書士制度の存在を周知する方法といたしまして毎年11月3日文化の日に市民講座&行政書士無料相談会を開催しております。

「遺言と相続」を永遠のテーマとして3部構成で第1部演劇、第2部講演、第3部無料相談会となっております、今年度も100名の市民に参加していただきました。

この無料相談会を通して市民とふれあい、又業務へ絡がればと思っております。

次に連携ある組織づくりとして、他支部との交流事業に取り組んでおります。

今年度は7月8日(土)小樽支部を訪問し合同研修会を受講後、小樽の海づくしで交流懇親会で親睦を計り、9月9日(土)には小樽支部の会員の皆様をお迎えし研修会の後、日本一の旭山動物園を堪能していただいた後、牛肉の鍋を囲み、再会の楽しいひとときを過ごしました。

変革への対応出来る会員の能力向上の為に、平成17年度は民法に関する研修会を年14回開催し毎回多数の会員が感心を持って参加され、条文の解釈を含めた基礎的業務知識の向上に努めてまいりました。

又旭川では、六士業(行政書士、弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士)が年一度会合を開催し、情報交換を含めた各士業の業界の裏話を仲良く話し合える土壌が出来ており、又懇親会で知り合った他士業に業務紹介を相互に行う等のシステムとなっております。

現在旭川支部の会費は150名弱でお互いに顔の見える手頃な支部で有り、研修会、懇親会等の企画にも多数の会員の参加をいただいた中で、出会いには強い思いや志を共にする心をつなぐ魔法があると思っております。

今後会員にとりまして、顔の見える、為になる、役に立つ支部運営を行う様心掛けて汗を流したいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜われれば幸いです。



## 網走支部の活動状況と今後の展望

網走支部 支部長 石田 鉄治郎

本会会員の皆様には新春のお慶びを申し上げます。

表題のとおり網走支部の活動状況と今後の展望について申し上げます。

◎網走支部の活動状況

①当支部会員数は93名ですが支部の区域が広大なため会員間の距離が片道3時間余り掛かり支部の研修と会議開催時には支部会員には長い所要時間をお掛けしている。

②支部を4地区に分け支部の指示に基づき地区で対置出来る事は地区で実施しています。

③支部総会は代議員制により開催をしています。

④活動状況は会則第三十五条を念頭におき会員への連絡調整の円滑化と業務の改善を図る活動をするため支部に・事務局・財務部・業務部・監察部を設置し活動しています。特に業務部について申し上げますと、当支部の区域における専業行政書士の先生が受託している最も多い業務を重点に研修会の課題として実施すると共に道東四支部の合同研修会を各支部持廻りで年一回実施しております。

◎次に支部の展望を申し上げます。

①現行支部の内、代議員制による支部総会を実施しているのは、網走支部のみですが、この代議員制

開催に伴う支部の支出が多くなりますが、この制度の続行について私としては、もともと総会に参加する会員が少なく議論の末に実施して来たものであり特別な事情が出ない限り続行して行こうと思っております。

②次に網走支部の研修会ですが、網走支部の専業行政書士が経営を続けているのは建設業業務、記帳代行と財務諸表の作成、そして車両関連業務であり、この業務の内、財務諸表の作成と記帳代行の会計業務は現行法上だけでも行い得る業務でありますけれども、行政書士は法第一条の二で事実証明に関する書類を作成することを業とするとなっており、この記帳代行と決算書の作成業務は税務上の仕訳処理を以ての記帳が必須条件であり、これがために具体的には法人税法・所得税法・消費税法の研修に重点を置き研修会を開催しようと思っております。

③それに各種電子申請についても力を入れて研修会を実施する事を考えています。

以上で網走支部の活動状況と今後の展望について概略して申し上げます。

会員の皆様には今年が素晴らしい年でありますようご祈念申し上げます網走支部からのご挨拶と致します。



## 新年のご挨拶

小樽支部 支部長 中嶋 秀夫

会員の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は各支部の皆様方に大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。

支部会員数が66名程の中規模の小樽支部ですが、本年度の活動は業務研修会を6回、他支部との交流会を2回開催し、常に新しい業務分野の開拓にチャレンジしております。他には、毎月第三金曜日に駅前のサービスセンターの個室を借りて無料法律相談(午前10時から午後3時まで)を開催していることです。毎月日刊紙の小樽版に無料相談の案内が掲載されるので知名度も上がり、常に10名前後の方が相談に見えます。相談内容はサラ金の相談もあり、ご年配の女性でしたが、お話を聞いていくうちに過払いの請求が可能な事案であり、知り合いの弁護士さんを紹介して処理することができました。色々な事案に対処することにより我々も勉強になり、又、会員同士

の切磋琢磨につながり、よい意味でのライバル心も生まれ、これが会員の資質の向上につながるのではないのでしょうか。

19年以降の方針・展望については前年度の大きな流れを踏襲しつつ、各支部との交流を深め、又、電子申請の普及に努めていきたいと考えております。今年も、会員皆様のよい年でありますよう御祈念申し上げます、新年のご挨拶と致します。



## 新年のご挨拶

釧路支部 支部長 佐藤 榮一

ここ数年間は会員53名前後で推移しておりますが、川上郡弟子屈町、釧路市音別町、阿寒郡鶴居村においては行政書士不在となっております、特に弟子屈町の不在は管内を網羅する上で残念なことです。支部長を含め7名の理事で会務の運営を行っております。年間の行事予定としては、研修会3回、会員親睦のためのレクレーション2回と新年会又は忘年会、1日無料相談会、支部会報年3回を必ず実施するよう心掛けております。また、新入会員に対しては、事務局を窓口として業務の相談に応じております。長年継続しております道東4支部役員研修会には理事全員が出席するよう要請し実施しております。釧路支庁の窓口での経営事項審査申請時のお手伝い及び北海道の4会場の1つに釧路が指定されている行政書士試験においても、会員の協力により無

事毎年執り行うことが出来有り難いことと感謝しています。今後におきましても、従前どおり会員一丸となって会員の和を尊重し会務の運営をして参る所存です。



## 札幌支部活動状況及び19年度以降の展望概要

札幌支部 支部長 篠原 賢吾

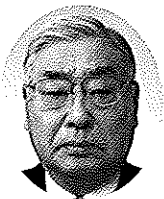
本会会員のみならず、本会会報紙面をお借りして札幌支部の活動状況や今後の方向性等について申し述べます。当支部以外の会員各位へお伝えできることは、北海道会内の情報伝達の見地から素晴らしいことです。各支部間の協力関係はこれまでも隣接支部間等で行われていましたが、全体として各支部の状況を同時に発信することは、これまでになかったことです。今後とも、支部それぞれの独自性や個性を相互に理解した相互協力が拡大することを希望します。

1)さて、本題ですが、平成15年度以降の活動の位置付けは、①新入会員が直ぐに業務に取組める業務分野の研修、②部門別の実務専門講座の開催、の2点です。①は、新入会員さんが仕事を維持発展してもらえるようにとの施策です。②は、開業3～4年の会員さんに対して、これまで一部の会員さんが業務とされていた専門分野へ参加しようとする方のため専門的な実務・知識を提供しようとするものです。形式に分類すると、①が一般研修、②が実務専門講

座に当たります。これらの研修、講座の継続は、講師の方々が実務で得られたノウハウを快く提供されるという寛容なる精神に支えられております。

なお、会員さん相互に支え合える環境創りを第3の活動方針としております。具体的には、個々の会員さんのが上記の①②で得た業務知識を発展的に研修し合える環境を支部が独自に提供することは困難で、現在はこれら専門講座受講者相互の人的ネットワークの自発的な形成に頼らざるを得ないところです。

2)19年度以降の展望については、行政庁への申請の電子化開始、行政書士の一般法律専門職としての役割の拡大、ADR基本法による認証制度への北海道会の対応支援、等予想される社会環境に対応した方策として、行政法と私法体系の理解と実務や、新しい相談業務とその方法論が中心課題となると考えております。また、成年後見制度や札幌市の社会生活支援センター等、非法定業務の広がりに対応する業務を探る必要があります。



## 新年のご挨拶

空知支部 支部長 佐藤 武

明けましてお目出度う御座います。

会員の皆様には、ご家族お揃いで明るい新年をお迎えの事と心からお慶びを申し上げます。

私も支部長を拝命して以来、4年を経過しようとしており、我々の長年の念願で御座いました代理権の獲得に始まり、種々法律の改正がなされました。

よく会長が足腰の強い行政書士になるようにと言われておりますが、全くその通りだと思って、少しでも社会の役に立つようにと頑張っているつもりです。

さて、我々の支部はご存知の通り、10市13町を抱える大きな組織で距離にすると両端200kmにもなるものと存じますが、それぞれ各市町村に会員が点在しており、その活躍が期待される所でございます。

昨年5月13日、支部の定時総会を行い、計画された各項目についてはほぼ90%順調に推移したものと

存じますが、2度にわたる研究会の参加率が20%～30%と低かったことから危惧を感じており、よい手立てが無いものかと悩んでいる所です。

その他、無料相談会(北竜町で開催)、監察活動も5日間に分けて実施し、更にPR月間も無事終了出来ました事も、関係各位のご支援と深く感謝を申し上げます次第です。

本年は、業務研修会の充実と参加率のアップに向けて、役員一同一丸となって口コミ作戦を行うと共に、何事にも対応出来る行政書士の育成に努めて参りたいと存じておりますので、諸先生方の益々のご支援を切にお願い申し上げます、新年の挨拶と致します。



## 支部活動の現状と今後の方針・展望について

十勝支部 支部長 瀬尾 肇 仁

わが十勝支部は、農業王国と言われる十勝支庁管内36万人の地域を102名の会員で担当しています。この会員数は年々減少を続け、最盛時より25%も減少していますが、会員の努力により積極的に業務に取り組んでいます。言うまでもなく会員個々人の努力に支えられているのはもちろんですが、行政書士の社会的使命に十分とは言えないまでもそれ相当に対応していると思われまます。

この間、全道的な取り組みである建設業相談員に加えて自動車登録手続無料相談を実施してきました。平成15年度より年度末の3日間に限り帯広運輸支局の要望により庁舎内の会議室で実施し、本年も予定しています。これは道内札幌・帯広の2運輸支局のみの取り組みです。

今後は、建設業相談員の受託業務の充実と帯広運輸支局の年度末の自動車登録手続無料相談を足がか

りに車庫証明・自動車登録へも新たな展開を模索したいと考えています。

また、会員の支部連絡方法についてのアンケートを実施し、FAX、メール、郵便(宅配便)のどの方法を望むかなど最適な方法をめざそうとしています。

業務研修会については、業務の多様化・高度化・専門化に対応するのみならず、情報ネットワークの活用を含めたインターネット申請にも素早く対応するための手法について検討しなければならないと考えています。このような私達をとりまく社会情勢の激変に的確な対応をし、少なくとも時代の変化に取り残されないよう会員の先頭に立ちたいと考えています。



## 新年のご挨拶

苫小牧支部 支部長 佐藤 文 則

新年明けましておめでとうございます。今年もこうして皆様と共に、新しい年を迎えたことを非常に嬉しく思います。

当支部は年間3、4回の支部研修(内1度は室蘭支部、日高支部さんと合同研修会を行い親睦を兼ねています)、それに年に1度の「行政書士許認可手続無料相談」、監察月間には、各官庁へ役員が手分けをしてPR活動をしています。それと年のはじめには支部会員が楽しみにしている新年恒例会を行っています。

特に昨年の3支部合同研修会は当支部が担当で、これから必ず必要となるであろう「行政書士電子証明書」の取得の仕方、電子定款に実務について札幌支部の江谷清和氏(現本会総務部長)にお願いし、かなり詳しい資料で行いました。一緒に学んだ会員も良い機会になったと思います。

平成19年度以降も新会社法、行政書士電子証明書のあらゆる場面の出番についてじっくりと勉強したいと思います。





## 新年のご挨拶

根室支部 支部長 川畑 二郎

今年も押し迫り、年末を控え、会員各位にはお忙しいこととお察し申し上げます。

さて、根室支部の活動状況等をご報告致します。その前に先ずは当支部の構成からお知らせします。

現在、会員数は13名(平均年齢：64.15歳)で、会員同士互いに連携協力しながら切磋琢磨し、少数精鋭・一致団結して支部活動を展開しています。支庁管内面積(3,598km<sup>2</sup>：鳥取県と同面積)が広いため支部の会合に参加するには多少時間を要しますが、出席率は常に80%以上と支部活動への協力度合いは他支部に引けをとらないものと自負しています。

今年の活動状況としては、業務研修会・監察活動・無料相談会開催等を行っています。また、道東四支部(釧路・十勝・網走・根室)研修会を毎年各支部持ち回りで開催していますが、今年は当支部が担当し、標津町に三支部から多数の会員が集い、深貝

会長の講義・標津サーモン科学館見学を行い、特に懇親会では他支部会員との交流が深まりましたことを申し添えます。

平成19年以降についても、少数精鋭・一致団結して支部活動を展開していく所存です。

それでは、来る新年が良い年になりますことを祈念し、根室支部の報告と致します。



## 心、新たに

函館支部 支部長 佐藤 聡

新しい年を寿ぎ、平和とみなさま方のご隆盛を祈ります。

支部長として通算五期目の春を迎えます。

私は、就任以来、内にあっては出逢い・信頼・尊敬をキーワードに役員と会員の『和』と『団結』を大切に業務を執行してまいりました。外に向かつては、あらゆる機会を通じて行政書士制度のPRと、地域住民の身近な存在としての“まちの法律家”『頼りにされる行政書士』の地位を確立するための諸施策を講じてまいりました。

支部長就任と同時に函館士業連絡協議会を立ち上げ、手作り市民講座と無料相談会の企画、任意会としての民事法の勉強会、さらに各種業務研修会の充実化……など。

一方では、レクリエーションや研修旅行、ノミネーションにおける役員、会員とのふれあいの機会などを大切にしてきました。そして、これらの事業を推進するための経済的支援に当てるため、北海道の認可を得て、北海道収入証紙の販売事業を導入しました。

以上のことは、現在でも毎年継続されてきております。

最近、難しい試験を見事突破されて合格し、入会する「若い会員」が増えてまいりました。嬉しいことであ

ります。しかし、これら実務経験ゼロに近い若い会員をどうサポートして行くかという、体制づくりも重要な支部活動のひとつであります。

現在支部では一般業務研修、主力業務を中心にした基礎実務研修、さらに、より実務に直結したワークショップ式勉強会(新入会員のための業務相談)も新たにスタートさせました。希望と夢をもって入会された若い会員が、当初の厳しい状況に屈することなく自助努力を続けながら情熱と誇りを大切に立派な行政書士に育ってほしいと願っております。

一方では、市民講座での企画運営、広報誌づくり、ホームページの企画管理等に若い力とアイデアを発揮してもらっていますが、これらの活動を通じて将来への人材育成にも繋げてまいりたいと考えております。

また函館支部では目下、対外広報のツールの一つとしてプロモーションDVDの作成を進行中であり、手作りの温もりの中に意欲作品が期待されます。

支部創立50周年の節目が見えてまいりました。多くの先人達の努力、労働、実りを次世代に引き継いで行くため、この年も、心新たにまわりの人に仕える精神を忘れず、自分に与えられた責任を果たしていく所存です。



## 支部活動の現状と今後の方針・展望について

日高支部 支部長 菊地 淳史

当支部を代表して一言「年頭の挨拶」をさせていただきます。市町村の合併により当、日高管内は、昨年七町と相成りました。

只、すべての町に会員がおり地域に根付いた活動をしております。とは言うものの昨今の「地域格差」の影響を受け主要産業の景気の悪さからまだまだ不況から脱却というところまではいきませんが、「年頭の挨拶」のご依頼を、お受けするようになって幾年か経ちますが、その間我々を取り巻く情勢は、どれほど変化したか僅かの時間ではありますが隔世の感があります。当支部の様な郡部でも感じることがあります。

会員一人一人では乗り越えられないような諸問題

の解決等これから益々「組織」としての本部の役割の重要性が高まります。しっかりと舵取りと、先を照らす方向性を期待します。



## 新年のご挨拶

室蘭支部 支部長 高橋 國夫

北海道行政書士会の会員の皆様、明けましておめでとうございます。支部長二年目もすでに折り返し点を過ぎ新年を迎える時期になってしまいました。

室蘭市・登別市における「行政書士くらしの無料相談会」は年間スケジュール通り実施することができ、前年度からの継続事業として定着したと感じています。利用者も少ないながらもコンスタントに実績が上がっています。さらに伊達市での開催をめざし伊達市総務部と交渉を始めたところです。順調に行けば次年度には何とか開催にこぎつけるとしております。さらに総務省行政評価局主催の「一日合同行政相談」にも参加依頼があり4名の支部会員を派遣協力しました。今年度は全体で100件を超える相談件数があり行政書士コーナーにも10件の相談があり潜在的需要は多いという印象を強くしました。今後も無料相談を継続し市民が相談しやすい「まちの法律家行政書士」をより身近な存在としてアピールして行きたいと思っております。

室蘭支部のホームページを9月に開設することが出来ました。会員に対する情報発信の場に成長できればいいなと思っているところです。今ひとつ問題なのはITの普及率が今ひとつ伸び悩んでいるという現実です。総会でも新年会でもお願いしているところですがインターネットの環境がない会員がまだ半数近くいるというのが現実です。支部のメーリングリストの参加数を会員の50%超と目標を掲げましたがアンケート集計後の新規登録を含めても17名であと10名ほど目標に未達です。

次年度以降の課題としては無料相談会に理事以外の一般会員の参加協力を計画的にお願いしていきたいと考えています。相談があり、誠実に答えるため勉強し、結果として仕事につながれば社会貢献にもなり我々行政書士の社会的評価も向上すると考えます。

2007年が会員の皆さまにとって良い年でありますようお祈りして私の新年のあいさつといたします。

## 国籍の取得と国籍の証明、外国人と戸籍法について

### ○国籍の取得

国籍とは、人が特定の国の構成員であるための資格のこと。(法務省のHPより)  
人は、およそ世界のどこかの国に属しており、国により国籍が付与される条件は異なっている。

日本の国籍を取得するには、①出生、②届出、③帰化の3つの方法がある。

#### ①出生による国籍の取得(国籍法第2条)

子は、次の場合には日本国民とする。

1. 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
2. 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。
3. 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

日本は、親の血統関係に重点を置いて、子の出生地の如何を問わず子は父又は母の国籍を取得する「血統主義」を採用している(他に中国、韓国、中華民国(台湾)など)。

つまり、父又は母のどちらかが日本国籍を持っていれば、その子は日本の国籍を取得することになる。これを「父母両系主義」という。

ただし、この父母両系主義は、昭和59年法律第45号による同法の改正(昭和60年1月1日施行)によるものであり、改正前は「父系血統主義」、つまり父が日本国籍であるときにのみ、その子は日本国籍を取得することができたことに注意。

また、血統主義に対比されるものとして「生地主義」があり、これは父母の国籍の如何を問わず、子は出生地の国籍を取得するというものである。アメリカ合衆国、オーストラリア、ブラジルなどが、この生地主義を採っている。

したがって、日本人夫婦間の子がブラジルで生まれたときは、その子は日本国籍とブラジル国籍の両方を取得することができ、日本人母と韓国人父の間に生まれた子は、日本国籍と韓国国籍の両国籍を取得する。

また、生地主義を採用する国の国籍をもつ夫婦間の子が日本で生まれたときは、その子は日本国籍を取得することができず、かつ親の国籍も取得できない場合がある。

出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれた者は、戸籍法(第104条)の定めにより日本の国籍を留保する意思表示をしなければ、出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う(国籍法第12条)。

出生以外の原因で二重国籍になる場合

(例)日本人女性が外国の男性と婚姻した場合

ア. 妻は、必然的に夫の国の国籍を取得

⇒アフガニスタン、イラン、エチオピア、サウジアラビアなど

イ. 婚姻後に届出などの意思表示をすることで、妻は夫の国の国籍を取得

⇒エジプト、タイ、パキスタン、フランスなど

日本では二重国籍を認めていない。

また、同第11条1項「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」、同2項「外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う」とある。

つまり、上記の例アにあるように、婚姻は自己の意思で行なったとしても、婚姻により夫の国籍を取得

したのは自己の意思ではない場合は、この日本人女性は日本国籍を喪失せず、日本と外国の二重国籍の状態になることが許される。

また、例イのように日本人女性(20歳以上)が、婚姻後に自らの意思で夫の国籍を取得した場合は、日本と外国の二重国籍の状態になるので、国籍の取得から2年以内にどちらかの国籍を選択しなければならない(同第14条1項)

②届出による国籍の取得(同第3条、17条)

③帰化による国籍の取得(同第5条)

## ○ 日本国籍の証明

日本国憲法第10条では「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」とされ、これに基づいて国籍法が制定されている。国籍法により、日本国民とされるものは、すべて戸籍に記載される建前になっている。一方で、外国人はたとえ日本国内で出生し、戸籍法の規定にしたがってその届出をしても、そのことが戸籍に記載されたり新戸籍が編製されることはない(以下の「外国人と戸籍」を参照)。

戸籍の記載には、いわゆる公信力はない。したがって、戸籍に記載されているからといって、その戸籍に記載されている者が、必ず日本国籍を有するとは限らない。日本国籍の有無は、戸籍の記載によって決まるのではなく、戸籍法の規定により判断されるべきものである。その意味において、戸籍法は国籍法の手続法であるといえることができる。

したがって、戸籍は、日本国民の国籍を証明する有力な資料である。通常の場合は、戸籍が日本国籍の証明となる。しかし、戸籍の記載は届出に基づいてされるのが原則であり(戸籍法第15条)、しかも戸籍事務を管掌する市町村長(同第1条)が届出を受理する際の要件審査は、いわゆる形式的審査(書面審査)が取られていることから、国籍法上は日本国民でない者が戸籍に記載されていたり、又は日本国民であるのに戸籍に記載されていなかったりする場合もありうる。戸籍には公信力がないのだから、このような場合は戸籍以外のもので日本国籍を証明しなければならない。

国籍法によって、「日本国籍がない」とされた者は、日本の国籍証明が存しないことは当然であるが、「日本国籍がある」とされながら戸籍がない場合には、改めて戸籍の届出をして編製された戸籍を証明資料とするか、又は家庭裁判所の就籍許可の審判(同第110条、第111条)や、国籍存在確認訴訟における判決をもって、国籍の証明資料とすることになる。

なお、国籍を証する証明として、戸籍のほかには法務局民事局で発行する「国籍証明書」がある。これは、いわゆる行政証明で、外国の官庁等が日本政府発行の証明書の提出を求める場合など、戸籍等により賄うことができない、やむを得ない場合に限り発行される扱いになっている。

## ○ 外国人と戸籍法

国の法律は、その国の領土(領海)内で施行されることを原則とし、また法律に特別な定めがない限り、当然にその領土内で施行される。

戸籍法には、日本人に限り適用することを定めた規定がないため、外国人であっても日本の国内に居住している場合は、その性質上適用されない条文(たとえば、入籍届、分籍届、氏名の変更届等)を除き、属地的効力により戸籍法が適用されることになる。

すなわち、わが国には多くの外国人が在留しているので、外国人が日本の国内で出生・死亡などの身分

変動が生じる場合、あるいは外国人又は日本人との婚姻や養子縁組等により身分行為が発生する場合がある。これらの事実が生じたときには、外国人であっても戸籍法に基づき、住所地の市町村役場へ各種の届出をしなければならない(同第25条2項)。

ただし、特別な外国人、例えば外交官、軍人とその家族等については、日本に居住していても原則として戸籍法の適用はない。

外国人について、このような身分変動の事実等が日本国内で生じたとしても、その外国人について新戸籍が編製されたり、身分変動の事実が戸籍に記載されたりすることはないので、日本人のように戸籍の記載によって身分関係を公証することはできない。

そこで、外国人については、届書類に基づいて日本においてなされた身分関係を、届出の「受理証明書」および届書の「記載事項証明書」によって証明することとしている。

婚姻や養子縁組のように、届出によって効果が生じる「創設的届出」に関するものについては、当該年度の翌年から50年間、その他のもの(出生、死亡等の「報告的届出」に関するもの)については同じく10年間、届出を受理した市町村役場において保存されることになっている。

なお、平和条約の発効後に受理した朝鮮人に関する戸籍届書については、保存期間を経過した後も、当分の間廃棄することなく保存することとされている。

届出の「受理証明書」を請求できるのは届出人本人、届書の「記載事項証明書」を請求できるのは届出人本人の他その家族などに限られている。市町村役場は、届書の謄抄本の請求には応じないが、届書全部をコピーして記載事項証明書として交付にしている。

□外国人(夫)と日本人(妻)が、日本の方式で婚姻をする場合(創設的届出)

・婚姻届(記載例1)

・添付書類(一般的なもの)

外国人の本国の大使館又は領事館が発行する「婚姻要件具備証明書」

上記書類の日本語訳(翻訳者の署名が必要)

外国人のパスポート

日本人の戸籍謄本

\*この他、外国人の本国に対する婚姻の手続き(報告的届出)を、大使館又は領事館でとる必要がある。

□外国人(夫)と結婚した場合の日本人(妻)の戸籍

妻の婚姻前の戸籍(記載例2)

妻の新戸籍(記載例3を参照)

外国人と日本人の婚姻の届出があったときは、日本人配偶者について婚姻前と同じ氏により新戸籍が編製される。つまり、外国人と婚姻した日本人の氏は、原則として婚姻によって変動することはない。

しかし、日本人配偶者が、外国人配偶者とともに夫婦として生活をする上で、夫婦の氏を同一にする必要があることは十分に考えられる。そこで、外国人と婚姻した者が、その氏を外国人配偶者の称している氏に変更する場合に限り、家庭裁判所の許可を得ることなく、婚姻の日から6ヵ月以内に限り、市町村役場に「外国人との婚姻による氏の変更届」を提出するだけで、その氏を外国人配偶者の称している氏に変更することが認められている(同第107条2項)。

外国人配偶者の氏に変更した妻の戸籍(例4を参照)

(資料1)

(例2) 戸籍の筆頭者以外の者と外国人男との婚姻届をその本籍地の市町村長にする場合

<b>婚姻届</b> 平成19年10月18日 届出 東京都千代田区 長殿		受理 平成19年10月18日 第 1326 号		発送 平成 年 月 日		
		送付 平成 年 月 日 第 号		長印		
		書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附 票	住民票 通 知
(1)	(よみかた)	夫になる人		妻になる人		
	氏名	氏名	氏名	おつ	の	うめこ
	氏名	ファンデンボッシュ ウェイン	乙 野 梅 子			
	生年月日	西暦 1978年 1月 1日	昭和 59年 10月 5日			
(2)	住所	東京都杉並区清水町		東京都千代田区平河町		
	(住民登録をしているところ)	2丁目5番地 6号		1丁目5番地 10号		
	世帯主の氏名			世帯主 乙 野 忠 治		
(3)	本籍	アメリカ合衆国		東京都千代田区平河町		
	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地番		1丁目4番地番		
	筆頭者の氏名			筆頭者の氏名 乙 野 忠 治		
	父母の氏名 父母との続き柄	父 ファンデンボッシュ、ベルナード	続き柄	父 乙 野 忠 治	続き柄	
	(他の養父母はその他の欄に書いてください)	母 ファンデンボッシュ、マリ	長男	母 春 子	長女	
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍(左の2の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input type="checkbox"/> 妻の氏 東京都千代田区平河町1丁目4番地番				
(5)	同居を始めたとき	平成 19 年 10 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)				
(6)	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 既別 離別 年 月 日		<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 既別 離別 年 月 日		
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	[夫] [妻] 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 [夫] [妻] 2. 自由業・工商業・サービス業等を個人で経営している世帯 [夫] [妻] 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) [夫] [妻] 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) [夫] [妻] 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 [夫] [妻] 6. 仕事をしている者のいない世帯				
	(8) 夫妻の職業	(国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)				
	夫の職業				妻の職業	
その他						
届出人署名押印		夫 Wayne Van den Bosch 印		妻 乙 野 梅 子 印		
事件簿番号						

(資料2)

(例二) 妻の婚姻前の戸籍

		全部事項証明
本籍 氏名	東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野 忠治	
戸籍事項 戸籍編製	省略	
戸籍に記録されている者	【名】 忠治 【生年月日】 昭和29年10月20日 【配偶者区分】 夫 【父】 乙野和市 【母】 乙野秋子 【続柄】 長男	
身分事項 出生	省略	
婚姻	省略	
戸籍に記録されている者	【名】 春子 【生年月日】 昭和33年7月7日 【配偶者区分】 妻 【父】 山本市造 【母】 山本トシ 【続柄】 二女	
身分事項 出生	省略	
婚姻	省略	
戸籍に記録されている者	【名】 梅子 【生年月日】 昭和59年10月5日 【父】 乙野忠治 【母】 乙野春子 【続柄】 長女	
除籍		
身分事項 出生	省略	
婚姻	【婚姻日】 平成19年10月18日 【配偶者氏名】 ファンデンボッシュ, ウェイン 【配偶者の国籍】 アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】 西暦1978年1月1日 【新本籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地	
	以下余白	

発行番号 000001

(資料3)

(例二) 妻の新戸籍

		全部事項証明
本籍 氏名	東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野 梅子	
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成19年10月18日	
戸籍に記録されている者	【名】梅子 【生年月日】昭和59年10月5日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女	
身分事項 出生	省略	
婚姻	【婚姻日】平成19年10月18日 【配偶者氏名】ファンデンボッシュ, ウェイン 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】西暦1978年1月1日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 乙野忠治	
		以下余白

発行番号 000001



(資料4)

全部事項証明	
本籍 氏名	東京都中央区日本橋室町三丁目5番地 ファンデンボッシュ 梅子
戸籍事項 氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成19年3月1日 【氏変更の事由】戸籍法107条2項の届出 【編製日】平成19年3月1日
戸籍に記録されている者	【名】梅子 【生年月日】昭和52年9月10日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女
身分事項 出生	省略
婚姻	省略
氏の変更	【氏変更日】平成19年3月1日 【氏変更の事由】戸籍法107条2項の届出 【従前戸籍】東京都中央区日本橋室町一丁目1番地 乙野梅子
	以下余白

氏を変更する者の新戸籍

発行番号 000001

# 契約法入門(その2) — 行政書士の委任契約を中心に

北海道大学客員教授 曾野 裕和

## I. はじめに

前号(2006年11月号)では、契約法の3つの基本原則(「契約の拘束力」「契約の自由」「契約の相対効」)の検討を通じて、契約法における基本的なものの考え方について解説をしました。本号では、「委任契約」という契約類型を素材として、これらの基本原則(ただし、「契約の相対効」は除きます)が具体的にどのような形で具体化されるのかをみていきたいと思います。

## II. 委任契約の特徴

### 1. 委任契約の意義——「人的な信頼関係」に基づく契約関係

委任契約を素材として選んだのは、言うまでもなく、行政書士と依頼人との間の契約は「委任契約」(民法643条)または「準委任契約」(民法656条)だからです。前号でも触れましたが、委任契約と準委任契約の区別には神経質になる必要はありません。以下では、準委任契約も含めて委任契約という概念を含めることにしますが、そのような委任契約は、委任者が受任者に事務処理を委託する契約のことです。

行政書士の業務においては、依頼者が委任者、行政書士が受任者ということになります。他の委任契約の例としては、弁護士・司法書士への依頼、医師が患者を診察するという契約、高齢者の介護などを挙げることができます。このような具体例から分かるように、委任契約においては、委任者と受任者の間の「人的な信頼関係」が基礎になっています。

このことから、受任者の「善管注意義務」(民法644条)・「任意解除権」(民法651条)など、委任契約に特徴的な制度が設けられています(どちらも後述します)。

### 2. 無償委任の原則

また、民法は、委任契約は無償であることを原則としています。民法643条は、報酬支払いの約束がなくても委任契約は成立するとしていますし、民法648条1項も、報酬を請求できないことを原則としています。つまり、受任者は事務処理に対する対価としての報酬支払いを受けないのが原則なのです。

しかし、これは行政書士としての皆さんの経験にも反すると思います。実際には、報酬支払いについて特約をすれば報酬支払義務は認められます(民法648条1項)。また、商人が営業として受任者となる場合には、特に報酬の特約がなくても「相当な報酬」を求めるとされています(商法512条)。行政書士は商人ではありませんので、この規定が直接に適用されることはありませんが、行政書士も、報酬の特約をしなくても「相当の報酬」を請求できると考えられます(弁護士への訴訟委任について報酬についての特約がなかったケースについて、最高裁は「相当の報酬」を請求できるとしており(最判昭 37年2月1日民集16巻2号157頁)、行政書士への事務処理委託も同様に考えられます)。この「相当の報酬」は、所属行政書士会の規程等を参考に算定されることになります。

このように、現代社会における委任のほとんどは、無償委任の原則にもかかわらず、有償契約となっています。では、なぜ民法は無償委任を原則としているのでしょうか。これは、ローマ法以来の沿革によるといわれています。委任契約は、聖職者や教師、医師、法律家などの契約であり、信頼関係に基づく高尚な労務から対価を得るのは不適切だと考えられていたからだといわれています。もっとも、業者に事務処理を委託したときはともかく、例えば知人に留守番を頼んだような場合のことを考えれば、無償が原則だということも納得できます。報酬を支払うのであれば特約を求めるという規定の仕方は、現代においても決して不思議ではないように思われます。

いずれにせよ、民法の委任に関する規定は、「無償の委任契約」を想定しています。このことは、報酬

の伴う有償の委任契約には、民法の規定がそのまま適用されない可能性があるということを意味します。具体的には、1でも触れた「任意解除権」(民法651条)は有償委任には適用されないのではないかとという形で問題となります。この点についても後述したいと思います。

### 3. 他の役務提供契約との比較における特徴

#### (1) 典型契約の種類

民法は、委任契約を含めて全部で13種の契約類型についての規定を契約各則(民法典第3編第2章第2節以下)に置いています。これらの契約類型のことを「典型契約」といいます(これらの類型にあてはまらない非典型契約も、契約自由の原則から認められることは前号で説明したとおりです)。

さて、この13種の典型契約は、その内容に応じて次のようなグループに分けることができます。

- ①財産の移転を目的とした「贈与」「売買」「交換」
- ②財産の貸し借りを目的とした「消費貸借」「使用貸借」「賃貸借」
- ③役務(サービス)の提供を目的とした「雇用」「請負」「委任」「寄託」
- ④その他の契約として「組合」「終身定期金」「和解」

事務処理を目的とする委任契約は、役務提供型の典型契約のひとつですが、他の役務提供型契約とはどのような違いがあるのでしょうか。寄託契約は「物の保管」という限定的な役務提供を目的としますので(民法657条)、「事務処理」を目的とする委任契約との区別は明らかです。問題になるのは、請負契約と雇用契約との区別です。

#### (2) 雇用契約と委任契約の違い

雇用契約は、「労働」という役務提供を目的とする契約です(民法623条)。例えば、書類作成という役務は、「労働」(雇用契約)とも「事務処理」(委任契約)ともなりえますが、両者の違いは、役務の内容ではなく、使用者と被用者、委任者と受任者の関係にあります。すなわち、雇用契約においては、被用者は使用者の指示に従属的で裁量の幅がないのに対して(従属的・非裁量的)、委任契約においては、受任者は独立的・裁量的に役務を提供します。それに伴って、後述するように、受任者には高度の注意義務(善管注意義務)が課されることとなります。

#### (3) 請負契約と委任契約の違い

請負契約の典型例は、建物建築工事の請負契約ですが、請負人の役務提供が独立的・裁量的になされる点では、委任契約と共通しています。そのため、受任者が善管注意義務を負うのに対応して、請負人も担保責任を負います(民法634条以下)。

両者の違いは、委任契約が善管注意義務に従った事務処理を目的としているのに対して、請負契約が「仕事の完成」を目的としていることにあります(つまり結果の保証をしているか否かの違いです)。

#### (4) まとめ

以上から、委任契約の特徴のひとつは、事務処理の独立性・裁量性にあり、「善管注意義務」はこの点からも説明できることが分かります。

## Ⅲ. 委任契約における当事者の権利義務

以下では、受任者の視点で、受任者がどのような義務を負い、権利を有するのかをみていきたいと思います(委任者の権利義務はその裏返しになります。)

### 1. 受任者の義務

#### (1) 委任の本旨に従った事務処理を行う義務

受任者は、契約で合意した事務処理を行う必要があります。民法ではこれを、「委任の本旨に従った」事務処理を行う義務と表現しています(民法644条)。委任者の指図に反した事務処理をした場合には、受任者の債務不履行になり、委任者から契約を解除されたり、損害賠償を請求される可能性が

生じるので注意が必要です。

また、委任は、人的信頼関係に基づいていますので、受任者が、依頼者の意思に反して、第三者に事務処理を再委託(復委任)することは、原則として債務不履行にあたると考えられます。(ただし、事務所の従業員のような履行補助者を用いることは認められますし、民法104条を類推適用して、やむを得ない事情がある場合の復委任が認められる場合があります。その場合、復受任者の選任・監督責任に関する民法105条も類推適用されることになりましょう。)

そして、委任の本旨に従った事務処理を行う義務に関連して、民法は、受任者の「善管注意義務」(民法644条)と「報告義務」(同645条)——事務処理途中で委任者から求められた場合の「経過報告義務」と事務処理終了後の「顛末報告義務」——を規定しています。以下では、「善管注意義務」について触れたいと思います。

## (2) 善管注意義務

善管注意義務とは「善良なる管理者の注意義務」を略した言葉です。「善良なる管理者の注意」とは、同一の職業的地位、社会的地位、経験等を有する合理人(平均人)であれば尽くすであろう注意のことをいいます。これは合理的な行動が求められるという点で、高度の注意義務です。通常、無償契約においては、このような高度の義務が課されることはありませんが、無償委任についてこのような高度の注意義務が課されるのは、「人的信頼関係」が委任契約の基礎にあるためです。

このように、「善管注意義務」は委任契約において重要な義務であり、行政書士に関する裁判例においても、行政書士の善管注意義務違反が問われ、損害賠償責任を負わされるケースが散見されます。例えば、建築事務所の登録更新申請手続を失念したために建築事務所が一時期営業できなくなった場合や、自賠償保険請求のための事故発生状況報告書の作成において不正確な図面を書いたために依頼者に不利な過失相殺がなされてしまったという場合などは、委任者に生じた損害について、受任者たる行政書士は、民法415条に基づく損害賠償責任を負います。

近年は行政書士の業務が高度化し、身近な法律家として市民の期待も高まっていますので、今後は、求められる注意義務の程度も高くなる傾向が予想されます。例えば、依頼された事務処理について形式的に書類を整え、記載要件の欠缺なきように努めるだけでなく、その事務処理の基礎にある法律関係等の実体関係まで調査・確認して、依頼者に対して適切な説明・助言をすることが求められる可能性があります。司法書士の責任に関する裁判例ですが、大阪地判昭和63年5月25日判時1316号107頁は、「売買当事者間において、その代金支払と所有権移転登記手続き等の取引が司法書士立ち会いのもとになされることは、広く一般に行われているところである・・・が、その理由は、司法書士が、単に登記手続きの専門家であるからというに止まらず、社会的に信用のおける人物であり、かつ一般の法的関係にも明るい準法律家として、右『取引』自体の円滑、適正に資するべくその役割が期待されているからにはほかならない。そうだとすれば、右取引に立ち会った司法書士としては、『登記の手續きに関する諸条件』を形式的に審査するだけでなく、重要な事項に関しては、進んで右登記手續きに関連する限度で実体関係に立ち入り、当事者に対し、その当時の権利関係における法律上、取引上の常識を説明、助言することにより、当事者の登記意思を実質的に確認する義務を負うことは当然の道理というべきである」として、形式的な書類作成にとどまらない調査確認まで求めています。行政書士についても、同様の判決がなされることは十分に予想されます。

善管注意義務違反が認められた場合には、受任者は損害賠償責任を負うことになりますが、その額は高額になりえます(後述)。その意味でも、依頼者との人的信頼関係を裏切らないよう、善良なる管理者の注意を尽くすことが大事です。

行政書士の善管注意義務については、岡孝「行政書士の義務と責任」山川一陽=根田正樹(編)『専門家責任の理論と実際』(新日本法規出版、1994年)158-180頁が参考になります。

## (3) 受取物の引渡し等、財産の分別管理

受任者は、事務処理の過程で委任者に帰属すべき財産を、自らの管理下におくことがあります。これらの財産については、当然ながら、委任者に移転をする必要がありますが(民法646条)、その時

期については原則として事務処理終了時だと考えられています。また、委任者に引き渡すべき金銭を自分のために費消してしまった場合には、それを返還するだけでなく、利息も支払う必要があります(民法647条)。(業務上横領(刑法253条)等の刑事責任の問題も、別途発生します。)

また、委任者の財産が受任者の財産に混入して、受任者の責任財産の一部になってしまうと、これは受任者の債権者による差し押さえの対象になってしまい、逆に、委任者の債権者が差し押さえできないことになり、結果的に委任者に不利益が生じます。このような問題を避けるためにも、委任者の財産と自己の財産は、明確に分別して管理することが求められます。

## 2. 受任者の権利

### (1) 報酬の支払い

有償の委任契約の場合には、受任者は委任者に対して報酬請求権を有します。民法では、対価関係に立つ給付は同時履行の関係に立つのが原則なのですが(民法533条)、事務処理には時間を要するため、報酬支払いと同時に履行するわけにはいきません。そこで民法は、受任者への報酬支払時期は、事務処理の終了後を原則としています(後払いの原則、民法648条2項)。もともと、これは任意規定ですので、先払いの特約や分割払いの特約をすれば、特約が優先します。

また、委任契約が途中で終了した場合には、受任者は履行の割合に応じた報酬請求をすることができます(割合報酬、同648条3項)。ただし、この中途終了時の割合報酬請求権は、その終了について委任者の帰責事由がないことが必要です。つまり、受任者の債務不履行によって委任者が契約を解除した場合には、受任者は報酬請求権を有しません。

### (2) 費用の償還請求

事務処理には「費用」がかかる場合がほとんどです(例、各種登録手続に伴う手数料)。この費用は、もともと委任者の事務を処理しているわけですので、事務処理費用は委任者が負担すべきだと考えられます。民法は、受任者はこの費用の立替えをする必要はなく、前払いを請求できるとしています(費用前払請求権、民法649条)。受任者は、委任者が費用の前払いをするまで、履行をする必要はありません(債務不履行にならないという意味です)。

また、受任者が費用の前払い請求をすることなく、委任事務に必要な費用の立替払いをした場合には、当然にその費用の償還を求めることができます。このとき、その立替払い日以降の利息の償還を求めることができるというのが民法の原則です(民法650条1項)。さらに、実際の立替払いはしていないが、支払いをする債務を負った場合には、委任者に対して、代わりに弁済をするよう求める代弁済請求権・担保供与請求権(同条2項)、事務処理にあたって受任者が過失なく損害を被った場合の委任者に対する損害賠償請求権(同条3項)も規定しています。いずれも、受任者ではなく、委任者が負担すべき債務や損害だと考えられるからです。

## IV. 委任契約の債務不履行

### 1. はじめに

委任契約からは上記のような権利義務が発生するわけですが、当事者がこれに違反して債務不履行に陥った場合、相手方はどのような救済を求めることができるでしょうか。

なお、委任者が費用前払いをしない場合には、受任者は事務処理をしなければなりません。また、事務処理をしたのに、委任者が報酬や費用償還に応じない場合には、受任者は裁判所を通じた強制執行等の手続きによって支払いを受けることができます。また、損害賠償として遅延利息をとることもできます(民法419条)。

これに対して、受任者が債務不履行(善管注意義務違反を含む)に陥った場合に、委任者からどのような権利行使を受ける可能性があるかについては問題があります。そこで、以下では、受任者が債務不履行に陥った場合を想定して説明したいと思います。(これに関する規定は、委任契約に関する民法643

条以下だけではなく、民法典の「債権総則」(第3編第1章)および「契約総則」(第3編第2章第1節)の規定をみる必要があります。)

## 2. 履行の強制

一般的に、債務者が任意に履行をしないときには、債権者は裁判所を通して履行の強制を求めることができます(民法414条)。履行強制の方法には、「直接強制」(執行官が物理的に履行を実現させる方法)、「代替執行」(作為を目的とした債務について、第三者に履行させ、その第三者に支払うべき報酬等について債務者に負担させる方法)、「間接強制」(債務者が債務を履行するまで裁判所の定める「強制金」を債権者に対して支払わせる方法)があります。

受任者が、受取物や金銭を委任者に引き渡さない場合には、「直接強制」によって履行を強制することができますので、この点はあまり問題はありませぬ。

これに対して、受任者が事務処理を行わない場合に、それを強制することはあまり現実的な選択肢ではありません。まず、執行官が行政書士に事務処理をするように物理的に強制する「直接強制」は、事務処理の性質上できません。「代替執行」は、第三者に事務処理をさせたくてその費用を受任者に負担させる執行方法ですが、第三者に依頼できる事務処理なのであれば、受任者は裁判所を通して代替執行をするよりも、契約を解除して別の行政書士に事務処理を委託した方がより簡単です。

また、当該受任者にしか処理できないような事務であれば、「間接強制」によらざるを得ないかもしれませんが、行政書士の業務との関係で、そのような事務処理はあまり考えられないように思います。

このように、裁判所を通じた履行の強制は、実際には現実的な選択肢ではありませんので、債権者は、契約を解除するとともに債務者に損害賠償を請求するのが現実的ということになります。次にその説明をしたいと思います。

## 3. 契約解除

### (1) 契約解除の意義

債務不履行が生じた場合、債権者は債務者との契約を解除することができます。契約が解除されると、その契約は遡及的に消滅して最初から契約は存在しなかったこととなり、契約当事者双方に原状回復義務が生じるのが原則ですが(民法545条1項)、委任契約のように継続的な契約が遡及的に消滅すると、すでに履行した部分についても原状回復をしなければならないという不都合が生じます。そこで、例えば、継続的な契約の代表である賃貸借については、その解除は将来に向かってのみ効果を有すること(遡及効のないこと)を民法620条が定めているところですが、委任契約についても、民法652条が同620条を準用することにして、解除には遡及効がないとされています。なお、このように遡及効のない解除のことを、特に「解約」または「告知」といつて「解除」と区別されることがあります。

行政書士が事務処理をしない場合に依頼人が契約を解除すると、委任契約は消滅しますので、(受任者も事務処理義務を免れますが)委任者も報酬支払義務を免れます。これにより、委任者は二重払いの心配をすることなく、他の行政書士に事務処理依頼をすることができることとなります。また、損害賠償は別途請求することができます(民法545条3項)。

### (2) 契約解除の方法

行政書士の事務処理が遅れている場合には、民法541条に従い、依頼者は行政書士に対して「相当の期間」を定めて履行を催告し、その期間内に履行がなされなければ、行政書士に対して解除の意思表示(民法540条)をすることになります。このときに、債務不履行について債務者(ここでは行政書士)に帰責事由がない場合には、契約を解除できないとするのが通説的な理解でした。しかし、最近では、契約解除は債務者に対する制裁ではなく、むしろ債権者を契約から解放することに意味があると考えられるようになってきており、帰責事由は不要だという考え方が有力になってきています。

これに対して、委託された事務処理が客観的に不能になった場合(例えば依頼されていた登録制度

が廃止された場合など)には、委任者は催告をしても無意味ですから、無催告で即時に契約を解除することができます(民法543条)。民法543条は、明文で債務者の帰責事由を要件としていますが、これは、債務者に帰責事由がない場合には「危険負担」(民法536条)という別の制度が設けられているためです。解除によった場合でも、危険負担によった場合でも、行政書士の債務が履行不能になった場合には、依頼者は報酬を支払う必要はなくなります。(危険負担については民法534条も規定しており、その内容は立法論として批判されていますが、行政書士の委任契約との関係で問題となる条文ではありません。)

このように、履行不能の場合に、行政書士に帰責事由があるかないかは、依頼人の報酬支払義務の消滅との関係では違いを生じさせませんが、損害賠償については大きな違いを生じさせます。この点も含めて、次に損害賠償について説明します。

### (3) 損害賠償

債務不履行に対する第3の救済は、損害賠償です。これは債務者に帰責事由がある場合にのみ認められます(民法415条)。帰責事由とは、要するに「故意・過失」のことですが、行政書士が善管注意義務に違反すれば、それは過失だと考えられます(過失とは注意義務違反のことをいいます)。

この場合に、行政書士が負う賠償責任の範囲は、予見可能であった事情によって生じた損害すべてということになります(民法416条)。そして、この場合の損害とは、履行がなされていれば得られたであろう利益(これを「履行利益」といいます)を得られないこと(履行利益の喪失)ですので、その額は高額になる可能性があります。例えば、風営法上、麻雀屋の許可が認められない地域であるにもかかわらず、許可申請を漫然と受任した行政書士に、総額626万円の損害賠償責任が認められたケースが報告されています(岡・前掲166頁によります)。

現在では、行政書士賠償責任補償制度も利用できますが、損害賠償額の高額になりうることは十分に理解しておく必要があります。

## V. 委任契約の終了

### 1. はじめに

契約は、一般的に履行が完了することによって終了するのがノーマルな形です。委任契約にもそれはあてはまり、受任者が事務処理・受取物の引渡し・報告等を完了して、委任者が報酬支払い・費用償還等を行うことによって終了します。そして、債務不履行があったというアブノーマルな場面の契約終了事由として、債務不履行に基づく解除(上述)があります。

委任契約については、これ以外の特殊の終了原因が2つ定められています。以下、それを説明したいと思います。

### 2. 任意解除権

#### (1) 制度の説明

債務不履行に基づく契約解除と区別されるべき制度として、委任契約の「任意解除権」(民法651条1項)があります。これによると、委任者・受任者のどちらからでも、いつでも委任契約を解除できるとされています。ただ、相手方の不利な時期に解除をした場合には、やむを得ない事情があった場合を除き、不利な時期に解除したことから生ずる損害を賠償しなければなりません(同条2項)。

この規定があるのであれば、委任契約については債務不履行解除を別に考える必要がないのではないかとと思われるかもしれませんが、任意解除と損害賠償解除とでは、損害賠償の範囲に違いがあることに注意が必要です。任意解除の場合には「不利な時期に解除したことから生ずる損害」の賠償に限定されているのに対して、債務不履行解除の場合は履行利益の賠償まで認められるからです。

なお、委任者が任意解除した場合には、事務処理を途中まで行っていた受任者は、その割合に応じた報酬請求をすることはできます(民法648条3項)。

## (2) 根拠と適用範囲

任意解除権は、「契約の拘束力」の原則と矛盾します。それにもかかわらず、なぜこのような規定になっているのかについては、いくつかの説明があります。

第1は、委任契約は当事者間の人的信頼関係を基礎にすることから説明する方法です。すなわち、委任者が、受任者を信頼できなくなった場合でもなお委任契約に拘束されるとするのは不適切ですし、受任者が委任者を信頼できなくなった場合にその事務処理を続けなければならないというのも不適切だということです。

第2の説明は、委任契約の無償性からする説明です。つまり、受任者は無償で事務処理を引き受けているのだから、やめたくなければいつでも契約から離脱できてしかるべきだし、委任者も報酬を支払うわけではないので、いつやめても受任者に迷惑をかけるわけではないという考え方です。(無償委任に限らず、無償契約は一般的に簡単に契約から離脱できるようになっています。例えば、書面によらない贈与契約は、履行前であればいつでも撤回できます(民法550条))。

もっとも、無償性からする第2の説明は、有償の委任契約にはあてはまりません。そこで、この任意解除権(民法651条)は、無償委任についてのみ妥当し、有償委任については適用されないのではないかという疑問が生まれてくることになります。行政書士の契約もそうですが、いくら信頼関係を基礎にするからといって有償の委任契約が任意解除されると不都合も生じます。

しかし、現在の判例は、委任者がその意に反して委任契約に拘束され続けることの方を問題だと考え、有償契約についても任意解除権を広く認めています。そして、受任者に生じる不利益は損害賠償によって調整すべきだと考えています(最判昭和56年1月19日民集35巻1号1頁[不動産管理の委託契約に関する事案])。

なお、判例は、委任が委任者の利益のみならず、「受任者の利益」も目的としている場合には、任意解除権が制限されるとしています。もっとも、「受任者の利益」は狭く解されており、実際にこの制限にあてはまる場合は多くありません。判例が「受任者の利益」のための委任と認めた例としては、委任者Aが受任者Bに対して、Aが第三者Cに対して有する債権の取立てを委任し、これによってBがAに負う別の債務の弁済に充てることになっているような場合があります。他にどのような例があるのかは判然としませんが、少なくとも、最高裁は、単に報酬の特約があるだけでは「受任者の利益」のための委任だとはいえないことを明言しています(最判昭和43年9月20日判時536号51頁、最判昭和58年9月20日判時1100号55頁)。したがって、有償契約だというだけでは任意解除権は制限されず、行政書士の契約も、通常は「受任者(行政書士)の利益のための委任」とはいえないことになります。

## 3. その他の特殊の終了事由

委任に特殊な終了事由として、任意解除権のほか、民法は「委任者・受任者の死亡」、「委任者・受任者の破産手続開始決定」、「受任者の後見開始審判」を規定しています(民法653条)。これは、委任契約が人的信頼関係を基礎におくことから説明されます。例えば委任契約の当事者が死亡したときに、その地位が相手方と人的信頼関係のない相続人に相続されることはないわけです。

もっとも、当事者が合意して、当事者の死亡にもかかわらず委任契約が存続するとすることはありえます。例えば、入院中の委任者が受任者に対して金銭を預け、自分の死後の入院費用の支払い、葬式の施行と費用支払い等を依頼した場合には、委任者の死亡後にこそ意味をもってくるのであり、委任者が死亡しても委任契約を終了させない合意があるとみるべきです(最判平成4年9月22日金法1358号55頁)。民法653条も強行規定ではないのです。

## 4. 契約終了後の受任者の義務

なお、委任契約の終了後にも当事者に課される義務があります。まず、委任契約が終了しても、急迫の事情がある場合は、委任者が事務処理を引き継げるまで受任者は応急の処分をしなければならないとされています(応急処置義務、善処義務。民法654条)。



また、委任契約の内容によっては、事務処理によって知りえた情報を秘密にする「守秘義務」が受任者に課されることがあります。行政書士にも、行政書士法12条で守秘義務が課されています。同条は、「行政書士は、正当な理由なく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする」と規定しています。これは、第一義的には行政上の意味を有する規定ですが、これに違反すると民事上でも損害賠償責任が生じることになります。

## VI. おわりに

以上、委任契約について概観してきました。前号でとりあげた契約法の基本原則のうち、「契約の拘束力」との関係では、当事者の義務とその違反に対する効果(本稿Ⅲ・Ⅳ)が重要ですが、さらに委任契約に特有の問題として任意解除権によって「契約の拘束力」の原則が緩和されていること(本稿Ⅴ2)も重要です。また、「契約の自由」との関係では、例えば無償委任の原則と報酬の特約の関係(本稿Ⅱ2)のように、民法の規定の多くは当事者の特約に劣後することが重要です。

冒頭で述べましたように、委任契約は人的な信頼関係を基礎とする契約です。そのことから、受任者には善管注意義務が課されるとともに、任意解除もなされる可能性があるわけです。受任者となる行政書士の立場からすると厳しいという感想もあろうかと思いますが、これも専門家としての行政書士の地位に対応したものなのです。

### <北海道大学客員教授 曾野裕夫氏プロフィール>

1964年生まれ

#### 【学歴】

1987年 3月 北海道大学法学部卒業  
1989年 3月 北海道大学大学院法学研究科博士前期課程修了  
1990年 LL.M., University of Michigan Law School  
1990~91年 Research Scholar, University of Michigan Law School  
1993年 4月 日本学術振興会特別研究員(DC2)

#### 【職歴】

1994年 4月 日本学術振興会特別研究員(PD)  
1994年 12月 金沢大学法学部 助教授  
1998年 4月 九州大学法学部 助教授  
1999年 4月 九州大学大学院法学研究科 助教授  
2000年 4月 九州大学大学院法学研究院 助教授  
2004年 4月 北海道大学大学院法学研究科教授  
2006年 10月 北海道大学客員教授・法務省民事局参事官

#### 【研究テーマ】

「私的秩序形成(private ordering)と法の役割」、「国際取引法」、「情報・契約・知的財産」

## 弁護士Mの法律エッセー〈第4回〉

なに、証拠がないって?!なければ、作ればいいじゃないか!!

弁護士 前田 尚一

1. “法律家”は、“法律”を日々研鑽し続けることが不可欠である。が、私も会員の諸先生も、“街の”法律家であるから、“法律”を実践的なものとして身につけなければならない。どんなに魅力的な理屈であっても、実務上相手にもされていない机上の空論を振りかざすことは、顧客にとってはとても迷惑である。

また、有用な理論も理屈のままでは絵に描いた餅である。例えば、訴訟において、依頼者の言い分である事実関係に争いがある場合、弁護士として、依頼者の言い分にあうどんなに素晴らしい理屈を見つけたとしても、それだけで、事は有利に展開はしない。証明すべき事実関係を証拠によってきちんと裏付けることができなければ、裁判に勝つことはできるはずもなく、依頼者の役には立てはしない。

2. いくつかの典型的な紛争で裁判で求められるであろう証拠を資料1に列挙した。以前、札幌簡易裁判所が当事者に配布していた書類に、私なりに若干の手を加えたものだ。

法律相談を希望する方のために作成したものであり (<http://www.smaedalaw.com/syouko.htm>)、網羅的でないので、これで必ず足りるという訳ではないけれど、紛争となった場合に、ないと困る文書類である。

そこでまた、予防法務的な観点からすると、本来残しておくことを怠ってはいけなく、そんな文書類のリストということにもなる。

もっとも、列挙した文書類が、証拠として、事実の認定にどの程度役立つかどうかという証拠価値(証拠力、証明力)は、すべて同列というわけではない。事案との関係で具体的に考察しなければならないが、一般的に言って、契約書や注文書の方が、相手方も署名押印しているという点で、文書の性質として典型的に、当方が作成・提出した見積書や請求書より証拠価値が高いであろう。また、一般的に、勝手に押したという言い訳ができない以上、体裁や内容にもよるが、署名その他の部分が自筆である方が証拠価値が高いといえる。

しかし、実務の世界では、一本技を求めてばかりはいられない。技ありのほか、有効、効果もかき集めなければならない場合も少なくない。

3. それでは、紛争になってしまったのに証拠らしい証拠がない場合、あるいは、文書を証拠として残しておきづらいような場合はどうするか。

それなりの証拠を集めることができないということは極めて不利な場面であることは間違いないが、事案を個別具体的に検討していくと、まったくやりようがないというわけでもない。とっかかりを見つけて軟着陸できる場合もあり、腕の見せ所でもある。

それでは、証拠がない場合はどうするか。

そう、なければ作ればよいのである。

もう一度言おう。なければ作ればよいのである。

といっても、私は弁護士である。証拠を偽造せよ、というのではない。

4. 以前私の担当した事件で、次のような場面に遭遇した。当方が建設した30棟近いマンションに、相手方が設置した設備の代金を請求してきたという事案だ。

相手方は、各設備設置工事毎の26通の見積書を証拠として提出してきた。古いものは昭和59年7

月1日付け、新しいのは平成3年5月15日付けた。きちんと横印を押しているが、すべてがワープロ打ちされた同じ定型の書式であり、金額欄の下に、すべて「消費税は別途必要です」と記載されていた。

しかし、上記見積書のうち、昭和の日付けである16通も含めて。消費税は、昭和63年12月30日、消費税法が成立した後、平成元年4月1日から実施されたものだ。

相手方にも弁護士が付いていたのに、私の開いた口は、今でもふさがらない……。

5. このように証拠を偽造するのは問題外。これから述べるのは、相手方に真実を証明させるプロセスの例だ。

資料2と3は、私が経営者・管理者向けの講演用に作成した70頁ほどのオリジナルテキストに掲載してある資料だ（テキストのうち全体のレジュメは、<http://www.smaedalaw.com/kouen.htm>に掲載してある。）。

まず、資料2をご覧ください。

私が頼まれた講演の担当者に、講演の開催間近に送信したFAX原稿だ。要するに「開催日が、12日だったか、13日だったかわからなくなったので、FAXで教えてくれ。」という意味のものだ。

これをFAX送信すると、担当者からは、15分で、「13日だよ」という内容の文書がFAX返信されてきた。それが資料3だ。

実は、私は、開催日が13日であることは覚えていた。この講演の参加者に、相手方に真実を証明させるプロセスの例を説明するうえで、とても身近な成功例を示すために、敢えて担当者を実験台とする事例づくりを企んだのだった。

先に述べたとおり、証拠価値にはランクがあるが、相手方から手書でFAXが返信されてきた場合、発信元と日付けが印字される設定がされているのが通例だ。内容にもよるが、そこそこ証拠価値の高い証拠となるであろう。

この場合の工夫のポイントは、まちがった振りをして、FAXで返信してくるようなモチベーションを起こすこと、当方から送信したものに、相手方が手を加えたものを返信させることであった。

なお、応用はいろいろ考えられるが、注意を喚起しておきたい。

工夫を怠ったり、あまり多用しすぎると、大事なお客様との信頼関係を壊すことになりかねない。何事も実践には、平衡感覚がとても大事である。



弁護士 前田 尚一（まえだ しょういち）

北海道岩見沢市生まれ。

札幌市立新琴似北中学校、北海道札幌北高等学校、北海道大学法学部を各卒業。

平成元年、弁護士登録し、平成5年、前田尚一法律事務所を開設。

現在、北海道大学法科大学院（ロースクール）実務家教員（民法法基礎ゼミ担当）。

『のりゆきのトークDE北海道』（uhb フジテレビ系）等のTV番組やラジオにも出演。WEB 専門ニュースサイト『BNN』で“弁護士Mの法律小咄”を担当している。最近の著書は、『家庭の安全・安心——くらしの危機管理マニュアル』（共著 株式会社時事通信社）。

(資料1)

- 貸 金
  - ア. 金銭消費貸借契約書
  - イ. 借用書
  - ウ. 念書
  - エ. メモ書き
  - オ. 領収書・振込金受取書
- 賃 料
  - ア. 賃貸借契約書
  - イ. 重要事項説明書
  - ウ. 賃料増額(減額)の通知書
  - エ. 家賃入金関係書類
  - オ. 家賃支払いの催告、契約解除の内容証明郵便と配達証明
- 敷金返還
  - ア. 賃貸借契約書
  - イ. 重要事項説明書
  - ウ. 敷金の預かり証
  - エ. 建物(部屋)の間取り図
  - オ. 内容証明郵便と配達証明
  - カ. 敷金の精算書
  - キ. 領収書・振込金受取書
  - ク. 建物(部屋)の明渡し時の室内写真
  - ケ. 補修・クリーニング等の見積書・領収書
- 請負代金・修理代金
  - ア. 契約書
  - イ. 注文書
  - ウ. 見積書
  - エ. 請求書
  - オ. カタログ
  - カ. 設計図、施工図
- 交通事故の損害賠償
  - ア. 交通事故証明書
  - イ. 示談書・念書
  - ウ. 事故状況説明書
  - エ. 車等の損傷部分の写真
  - オ. 車の修理の見積書・領収書
- 売買代金
  - ア. 売買契約書
  - イ. 納品書
  - ウ. 請求書
  - エ. 売掛台帳
  - オ. 買掛台帳
- 賃金等
  - ア. 就業規則
  - イ. 平均月収の算出根拠になる計算書
  - ウ. 給与・賞与の支払明細書
  - エ. 求人広告
  - オ. 退職金の基準となる資料
  - カ. 交通費内訳明細書
  - キ. タイムカード

(資料2)

A

**S. MAEDA & CO.  
LAW OFFICES**9th Floor, Continental Building  
1, Nishi 11-chome, Minami 1-jo Chuo-ku  
Sapporo, Hokkaido, 060-0061, Japan  
Phone(011)261-6234 Facsimile(011)261-6241

日付: 2004/2/4 時間: 11:25

**FACSIMILE  
MESSAGE**

主任

様

TEL: 011-000-0000  
FAX: 011-000-0000

送付枚数: 本状を含む1枚

2月例会ですが、手元に関連書類が見当たらず  
お伺い致します。

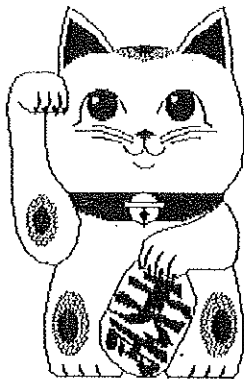
12日でしたでしょうか、13日でしたでしょうか。

ちょっと予定の調整があり、急いで確認致したい  
のですが、

外出しますので、

お手数ですが、ファックスでお知らせいただけ  
ると幸いです。

このファックス用紙にご記入頂き、そのまま返  
信頂いて結構です。何卒一つ。



弁護士 前田 尚一

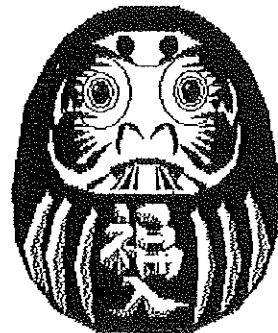
前田 尚一 法律事務所

〒060-0061

札幌市中央区南1条西1丁目1番地  
コンチネンタルビル9階

TEL 011-261-6234

FAX 011-261-6241

<http://www.smaedalaw.com/>  
(HP公開中)

(資料3)

'04年02月04日(水) 11時40分 宛: 2616241

宛先 

R: 446 P: 01/02

13

### S. MAEDA & CO. LAW OFFICES

9th Floor, Continental Building  
1, Nishi 11-chome, Minami 1-jo Chuo-ku  
Sapporo, Hokkaido, 060-0061, Japan  
Phone(011)261-6234 Facsimile(011)261-6241

日付: 2004/2/4 時間: 11:25

**FACSIMILE  
MESSAGE**

TO. 前田 先生

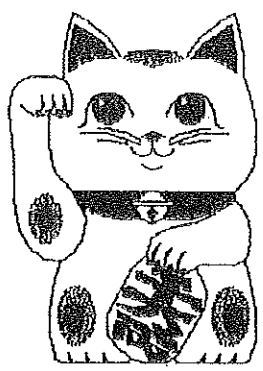
計 2 枚

From. 謝 禮 様

TEL: 011-261-6234  
FAX: 011-261-6241

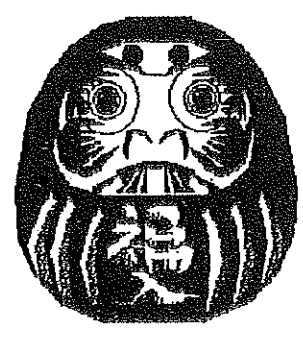
送付枚数: 本状を含む1枚

2月例会ですが、手元に関連書類が見当たらず  
お問い合わせ致します。  
12日でしたでしょうか、**13日**でしたでしょうか。  
ちょっと予定の調整があり、急いで確認致したい  
のですが、  
外出しますので、  
お手数ですが、ファックスでお知らせいただけ  
ると幸いです。  
このファックス用紙にご記入頂き、そのまま運  
信頂いて結構です。何卒一つ。



弁護士 前田 尚 一  
前田 尚 一 法律事務所  
〒060-0061  
札幌市中央区南1条西11丁目1番地  
コンチネンタルビル9階  
TEL 011-261-6234  
FAX 011-261-6241

<http://www.smaedalaw.com/>  
(HP公開中)



# ADR手続実施者養成研修会

企画開発部

平成18年11月10日(金曜日)、共済ビル きょうさいサロン会議室において、科学技術文明研究所特別研究員 稲葉一人先生を講師に迎え、ADR実務研修会が行われました。

行政書士のADR代理権につきましては「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行後におけるこれらの隣接法律専門職種の手続き実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討される問題とする」とされております。この研修会は、日本行政書士連合会のADR取組方針に基づき、今後北海道行政書士会としてADR機関設置を目指すべく、調停人の養成を目的として行われたものです。調停の方式については、自主交渉援助型を基本とし、当事者双方の理性的な話し合いと譲り合いによる紛争の現実的な解決を目指すものです。研修会も普通の座学とは異なり、グループに分かれての検討会やロールプレイングの形式を取り、受講生は非常に熱心に参加していました。



講義中の様子

## 平成18年度 新入会員研修会(後期)が開催されました

平成18年11月17日(金)、18日(土)の2日間に渡り、平成18年度新入会員研修会(後期)が、札幌市中央区の教育文化会館で開催されました。

この研修会は、平成18年9月15日、16日に行なわれた前期の研修会に続くもので、全道から約60人の新入会員の参加がありました。

深貝会長の挨拶のあと、篠原賢吾業務部長による「行政書士コンプライアンス」をテーマに後期1日目の研修会が始まりました。

続いて札幌支部の松山丈史会員による「契約と内容証明・公正証書」と題する講義と実践演習が行なわれ、貴重な業務資料と実務に直結した講義の内容で参加者からも積極的に質問がなされていました。

研修会終了後はホテルロイトン札幌で懇親会が開かれ、ビンゴゲームや自己紹介を通して新入会員同士の親睦を図っていました。

2日目は、札幌支部の大沼準会員を講師に「産廃収集運搬業許可申請」についての講義と実践演習が行なわれ、参加した会員は前日の疲れも見せず、真剣な様子で研修に臨んでいました。



篠原賢吾業務部長



札幌支部松山丈史会員



会場の様子



札幌支部大沼準会員

# 平成18年度総合法学講座終了のご報告

研修委員長 宮元 仁

平成17年度から快調に開講しております総合法学講座は、当年度を第2期と致しまして今期は札幌会場14講座・旭川会場6講座・函館会場6講座、合計26講座開催し、11月25日の刑法Ⅱ(財産犯以外)、刑法Ⅲ(経済特別刑法)を持ちまして無事終了致しました。2回目ということもあり、ご協力いただいております北海道大学、小樽商科大学、当該教授、助教授、弁護士、経済産業局の講師陣におかれましては当講座に対する十分なご理解を賜り、講義を頂戴し受講生には前回にも増した成果を取得したことと確信致しております。

また午前10時30分から夕方5時50分までという講義時間設定にもかかわらず、受講生の真摯な受講姿勢は講師陣に大きな感銘を与え、当会における研修制度の品質を特段のPR活動なしに対外的に知らしめる結果となりましたことも特記させていただきます。

さてこの紙面にて、慣例として皆様より頂戴しました「ご意見ご感想」中のご要望・ご質問に關しましての協議内容を、研修委員会からフィードバックさせていただきます。

## <旭川開催分>

「民法は範囲が非常に大きいため、時間的に難しかった、部分でもいいので確実に身につくよう取り組められれば良い。」\*民法のコースに關しましては今後「中級」「上級」というランクアップによる講座の検討を現在はじめました。

「今後は判例をテキストにしたものを希望」\*これも民法コースですのでランクアップ講座で対応となる可能性があります。

「次年度も継続してください」\*札幌開催以外の要望も多々あります。全道規模で全会員が均一の条件で受講可能となるよう努力します。

## <札幌開催分(Aコース)>

「開催の期間が開きすぎている」\*8、9月は意図的に空けております。講師等の都合があります。どうぞ理解ください。

「午前10:30~18:00長すぎる」\*これは初めからの決定事項であります。札幌支部ではない会員の宿泊・通学時間を考慮した集中講座であります。

「講義時間に対して内容が多いため理解しづらいところがあった」「もう少し時間があると(1日多くとか)よりよいと思います。」「講座ごとの時間が足りない」「時間が短い気がしました講話の内容が重要なだけでももう少し長い時間が必要」\*最初のご意見ご参照

「3日間を6日間にしてほしい。長すぎる。」\*体力集中力持続に關してとても厳しいと存じます。講師・研修委員とも同様であります。社会一般では集中講座(モジュール型といいます。)が最も成果があるということでこの形態にて開催しております。

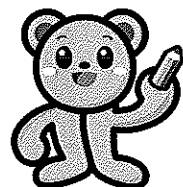
「一般的にも参加者を募集してはいかがか、他士業、補助者も」\*可能であれば素晴らしいことですが、大学教授助教授には本職限定という条件にて講師を引き受けていただいております。

総じて皆様、好意的なご感想が大半でして研修委員会一同感謝致します。ご意見を総括しますと今後のキーワードは「継続」と「時間」でありその対比バランスの中で質の向上が得られるものと思われま。今後ともより一層本会・支部一丸となるような研修に対するご理解ご協力をお願い申し上げます。

# 士業等六団体合同「1日無料相談会」の報告

平成18年10月7日(土)とかちプラザ・1階大集会室において、北海道行政書士会十勝支部、北海道社会保険労務士会十勝支部、釧路司法書士会十勝支部、釧路土地家屋調査士十勝支部、北海道税理士会帯広支部、NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会道東支部の六団体合同の「暮らしのよろず無料相談会」が開催されました。

相続問題や契約解除、年金など生活のさまざまな悩みや問題について専門家の適切な助言が受けられ、相談に来られた方々も満足な様子でした。





# 平成18年11月28日(火)実施 第3回札幌支部研修会

- <内容> 第1部「建設業決算報告における新会社と新財務諸表作成」  
第2部「経営規模等評価申請について」  
<日時> 平成18年11月28日(火) 13:30~16:00  
<場所> かでる2.7 520号会議室

研修に先立ち、まず、道庁(本庁)の伊原主任から、建設業決算報告書の北海道独自様式についてコメントを(写真)、次いで、第1部について、(財)建設業情報管理センター東日本支部北海道事務所所長である尾形顕氏からご挨拶があり(写真)、同調査役の大久保研人氏から詳しい説明を、最後に、第2部について、北海道行政書士会札幌支部の三澤志津会員より講義をして頂いた(写真)。



北海道庁 井原主任



(財)建設業情報管理センター  
東日本支部北海道事務所所長 尾形顕氏



札幌支部 三澤志津会員

・補助者の方26名を含む合計95名の受講があり、締切日近くでは数名の受講申込をお断りせざるを得ないほどの盛会でした。

・受講者の皆さんは新会社法の施行に伴う建設業決算報告書の変更点を中心に熱心に講師のお話を聞いておられました。

## 第1回成年後見制度研修会の開催についてのお知らせ

企画開発部

企画開発部では、高齢化が急速に進行する社会状況中、地域に根差した法律専門職としての行政書士が「成年後見制度」に対応することの必要性、重要性に鑑み、当会会員が速やかに業務として取組めるよう計画を立てています。

今回はその第1回目として、神奈川県において行政書士が中心となり立ち上げた「NPO法人神奈川成年後見サポートセンター」で成年後見業務を推進されていらっしゃる、真達 格(まだて・いたる。元日行連会長)先生を講師にお招きをし、「行政書士の成年後見関連業務の基礎と今後について」をテーマにご講演をしていただくことになりました。

会員におかれては、この機会を利用していただき、成年後見制度の理解を深められるようお願いをします。

なお、第2回目以降の研修会の案内については、会報「行政書士ほっかいどう」の掲載では間に合わないことが予測されます。2回目以降は基本的に北海道会のホームページ上でご案内をする予定です。ご了承願います。

1. テーマ：行政書士の成年後見関連業務の基礎と今後について
2. 講師：NPO法人神奈川成年後見サポートセンター理事長／行政書士 真達 格 先生
3. 日時：平成19年2月2日(金曜日) 午後1時30分から4時30分
4. 会場：札幌市教育文化会館(予定) 札幌市中央区北1条西13丁目
5. 定員：50名 なお、定員になり次第締め切ります。
6. 参加費：無料
7. 締め切り：平成19年1月19日(金曜日)
8. 申込方法：北海道行政書士会事務局あてに、下記事項を記載しファクスで申し込んでください。  
・所属支部、・行政書士登録証票番号、・氏名、・連絡先電話番号  
ファクス番号は、011-281-4138

# 平成19年新年賀詞交歓会のご案内

会員相互の親睦と行政書士制度の発展を期するため、新年賀詞交歓会を下記のとおり開催いたします。会員の皆さま多数のご参加をお願いします。

1. 日 時：平成19年1月26日(金)

2. 場 所：ホテルポールスター札幌 2階 ポールスターホール(セレナード)  
札幌市中央区北4条西6丁目 TEL.011-241-9111

### 3. 内 容

第1部：講演会 13:00～15:30

新品種の登録について(種苗法)

講師：農林水産省生産局種苗課育成者権保護・活用係 係長 堀口一成 氏

<概要>我が国の知的財産推進計画の中でも、「農林水産事業」は近年その重要な事項として取り上げられています。

すなわち、農林水産物の品種の保護、そして育成する権利の保護が国家的プロジェクトと位置づけられているからです。

我が北海道は食料基地構想が動き始め、農林水産物の宝庫でもあり、内在する知的財産権に対して、必ずしも十分なる手当てがなされていないのが現況です。

上述した農林水産物に係る知的財産権は地域ブランドと相まって、後方支援する人材が不足しているのも、深刻な問題となっています。

そこで、北海道行政書士会は新たな業務拡大として、また人材育成を視野に入れた業務研修会を開催し、広く北海道の一次産業に権利意識の高揚と、知的財産権の擁護を目指す法律家であること内外に示すものであります。

第2部：賀詞交歓会 15:30～17:00

### 4. 参加申込み

下記より、平成19年1月12日(金)までに、事務局あてお申し込み願います。

参加費 5,000円(当日会場にて承ります)

事務局 FAX: 011-281-4138

主催：北海道行政書士会・日本行政書士政治連盟北海道支部

-----<切り取り線>-----

## □ 参加申込書 □

	参加する(○印を記入)	会 費
講演会及び賀詞交歓会		会費 5,000円

会 員 名	所 属 支 部



と き も と え い じ  
**時 本 榮 二** 昭和18年11月10日生  
 札幌支部 平成18年11月1日入会  
 事 務 所 札幌市南区真駒内柏丘10丁目  
 2番1-615号  
 FAX 011-583-8667

〈コメント〉  
 多くの諸先輩と、より一層交流を深め勉強を積み重ね努力しますので、どうぞ宜しくご指導下さりますようお願いいたします。



こ ば や し お さ ぐ ち  
**小 林 靖** 昭和48年6月22日生  
 札幌支部 平成18年11月1日入会  
 事 務 所 札幌市東区東苗穂8条1丁目14番16号  
 TEL 011-791-2601  
 FAX 011-791-8381

〈コメント〉  
 接客業出身で、真剣で快い対応を心がけております。様々な業務に挑戦して参りますので、よろしく申し上げます。



さ と う な お よ し  
**佐 藤 直 義** 昭和18年2月15日生  
 札幌支部 平成18年11月1日入会  
 事 務 所 札幌市東区北18条東2丁目1番22号  
 TEL 011-702-9417

〈コメント〉



す ず き け ん ぞ う  
**鈴 木 健 造** 昭和24年10月10日生  
 札幌支部 平成18年11月1日入会  
 事 務 所 千歳市幸町6丁目18-3  
 TEL 0123-27-7700  
 FAX 0123-27-7700

〈コメント〉  
 損保出身の行政書士です。交通事故相談、後遺障害申請、異議申立てなどを専門としています。御指導よろしく申し上げます。



か せ き よ み つ  
**加 勢 清 光** 昭和20年1月10日生  
 札幌支部 平成18年11月1日入会  
 事 務 所 札幌市中央区北2条西13丁目1番地10  
 札幌第一会計ビル3階  
 TEL 011-281-0055  
 FAX 011-281-0155

〈コメント〉  
 私は、税理士・中小企業診断士・公認会計士として独立開業22年。起業支援に特化した業務。よろしく申し上げます。



ま つ む ら あ き こ  
**松 村 晃 子** 昭和46年2月6日生  
 札幌支部 平成18年11月1日入会  
 事 務 所 札幌市南区藤野6条6丁目971番地3  
 TEL 011-592-1700  
 FAX 011-592-1700

〈コメント〉  
 会計記帳と相続の業務を中心に取組んでいこうと考えております。ご指導をして下さる先生方や研究会等がございましたら、どうかよろしくお願ひ致します。是非、ご連絡を下さい。



の ぐ ち て つ ろ う  
**野 口 哲 郎** 昭和50年1月12日生  
 札幌支部 平成18年11月1日入会  
 事 務 所 札幌市北区新琴似7条13丁目2番22号  
 TEL 011-375-7834  
 FAX 011-375-7828

〈コメント〉  
 はじめまして。日々、自己研図に励み、「任せて安心できる行政書士」を目指して参ります。ご指導宜しくお願ひ致します。



み ず の し ず か  
**水 野 静 奈** 昭和49年3月4日生  
 小樽支部 平成18年11月1日入会  
 事 務 所 虻田郡倶知安町南1条西2丁目4番1  
 TEL 0136-22-0875  
 FAX 0136-22-0935

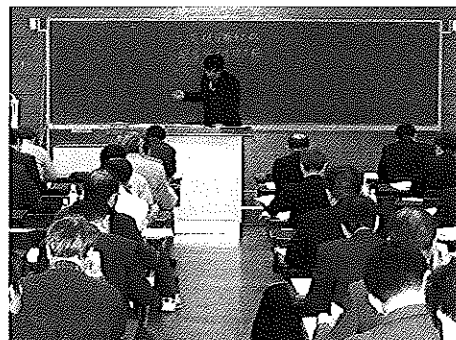
〈コメント〉  
 この度、行政書士登録を終えました水野と申します。色々な壁にぶつかりながらも、一歩ずつ前へ進んで行けます様、がんばりたいと考えております。ご指導のほど宜しくお願ひ申し上げます。



## 平成18年度著作権相談員養成研修が開催されました

平成18年12月8日(金)、9日(土)の二日間、北海道大学において、平成18年度著作権関連研修が開催されました。このたびの研修は平成16年3月から日行連が取り組んでいる著作権相談員の養成を目的としたものです。全道から64名の会員が、研修委員長・宮元 仁会員の講義を受け、二日目の効果測定を終えることができました。北海道大学という優れた学びの環境の中で皆さん真剣に受講していました。その効果測定に合格した会員は「著作権相談員」として文化庁など3団体に登録されます。

(合格者一覧はP37に掲載します。)



研修の様子

## 入管・渉外業務ガイダンス開催のお知らせ

### <ガイダンスの目的>

希望をもって行政書士を開業しても、数年で廃業される会員が少なからずいます。本当に残念なことだと思います。

今回のテーマである「渉外業務」に限らず、他の事務所が容易に追随できない高度なリーガルビジネスモデルを持つこと、そして質の高い営業を展開することが、事務所経営のポイントとなることがあります。新入会員の方々が今回のガイダンスを利用していただき、速やかに安定した事務所経営ができるようになれば幸いです。

### <ガイダンスの内容>

#### 第一部 入管業務と申請取次行政書士

在留期間の更新や在留資格の変更許可、在留資格認定証明書の交付申請など入国管理局での手続きについて、実際の資料を用いて説明をします。

#### 第二部 国籍・帰化申請の基礎

国籍法、戸籍法、国際私法の基礎的理解と申請実務について解説します。

#### 第三部 経営相談(質問形式)

行政書士の渉外事務所経営と業務の拡大を目指します。

### <開催要項>

開催日時：2007年2月3日(土曜日) 午後1時30分から5時00分まで

開催場所：かでの2・7 10階1020研修室(札幌市中央区北2条西7丁目)

講師：北海道行政書士会会員(国際法務研究会所属会員)

対象：行政書士を開業し3年程度内で、これから申請取次行政書士として在留手続業務や国籍・帰化業務を始めようとする方が対象です。

定員：15名

参加費：4,000円 資料代込み

締切り：2007年1月27日(土曜日) なお、定員になり次第締め切ります。

申込方法：氏名、住所、連絡先電話番号を記載し、ファクスでお申込みください。

ファクス番号：011-261-2657

連絡先：行政書士国際法務研究会事務局

行政書士法人滝沢事務所 気付

担当：堀川 011-261-2465

## 職務上請求書の取扱いについて

平成18年12月  
北海道行政書士会 総務部 江谷清和

### 注 意 事 項

日頃、職務上請求用紙(統一用紙)の使用並びに取扱いについては、通知文書や会報等でお知らせするなど、不正使用防止及び適正使用のため、注意を喚起しているところです。

しかし昨今、非行政書士が「職務上請求書」の使用・買取りという触法行為に出てきていると聞き及んでおります。このため、会員諸兄にあつては職務上請求書を購入する際の誓約書をよくお読みになり、充分なる注意をもって職務上請求書の取扱いをされるよう、お願い申し上げます。

具体的には以下のようなメール及び電話による申出であったり、直接会員の事務所を訪問してくるものです。

例) 職務上請求書を1冊ないし一枚を〇〇〇円で購入したい。

例) 戸籍収集のため先生のお力をお借りしたい。このため職務上請求書が必要なんです。

なお、業務における「職務上請求書」の使用に際し、①行政書士業務の必要性に基づくものか、請求事項は明確であるか、②請求にあつては行政書士証票、会員証ないし補助者証の掲示が役所側の必須事項になっております。③郵送による請求については行政書士証票、会員証の写しを同封すること、更に返信用封筒のあて先は事務所所在地とし、自宅及び他人の住所は拒絶されますことをご認識願います。

また、「職務上請求書」の不正使用は重大な非行にあたり、都道府県知事による懲戒処分事案であることを念のため申し添えます。

## 平成18年度著作権研修(著作権相談員養成)効果測定実施結果

北海道行政書士会会長 深貝 亨  
(実施者～業務部・研修委員会)

平成18年12月8日(金)、9日(土)、北海道大学に於いて実施された、平成18年度著作権研修に係る効果測定の合格者を発表いたします。

受験番号	支部名	氏 名	受験番号	支部名	氏 名	受験番号	支部名	氏 名
1	札幌	安部 裕一	28	旭川	佐々木 広行	49	札幌	橋本 信子
4	札幌	五十嵐 眞	29	網走	佐々木 泰	51	札幌	服部 直子
5	網走	池田 高明	30	札幌	佐々木 豊	52	十勝	原口 昭彦
6	網走	池田 眞哲	32	室蘭	柴田 淑夫	53	空知	原口 主税
7	苫小牧	石井 長徳	33	札幌	澁田 勲	54	札幌	久村 隆一
9	札幌	内海 敬市	34	札幌	渋谷 靖彦	55	札幌	廣山 佳信
10	室蘭	大谷 賢一	35	旭川	清水 正武	56	札幌	穂刈 豊
11	札幌	大竹 進	37	札幌	鈴木 信男	57	札幌	穂積 高志
13	札幌	小川 孝雄	38	札幌	高岡 浩則	59	札幌	松井 隆文
15	札幌	河合 泰信	39	函館	高澤 慎	60	函館	松田 聡
17	札幌	工藤 正幸	40	室蘭	高橋 國夫	61	札幌	松村 真希
18	札幌	熊谷 豊	41	室蘭	高林 昭	62	室蘭	三浦 清
20	札幌	紺野 裕和	42	札幌	田中 裕	63	釧路	三木 克敏
21	札幌	今野 靖	43	札幌	玉山 勉	64	札幌	美口 恭範
22	札幌	齋藤 省	44	札幌	中平 はつよ	65	札幌	村松 繁克
23	札幌	齋藤 喜代治	45	札幌	中村 孝	66	札幌	森 広靖
24	札幌	齋藤 忠雄	46	札幌	中山 太	67	空知	山岸 春由
25	苫小牧	齋藤 元宣	47	札幌	南部 朋史	68	札幌	山林 義朗
27	札幌	佐々木 一憲	48	札幌	野寺 正樹	70	小樽	吉田 丈二

## 編集後記

今回は、新年の挨拶と、業務資料が中心の内容となりました。

平成18年5月号で会員の皆様にご協力頂きましたアンケートの結果(平成18年7月号掲載)から、88%のご支持がございました業務資料を充実させた紙面づくりを心掛けております。中でも、具体的にリクエストされました会社法、民事、相続、福祉関係の分野について、申請様式の見本も交えながらの編集に取り組んでおります。

対外広報誌としての側面もございますので、「今週のピックアップ」といった読み物記事も充実させながら、対内的には会員の皆様に役立つ資料を盛り込んだ会報を作らせて頂いております。

新年号の発行に際しまして、平成19年には更に良い会報を作るべく、「日に新た」の精神で改善して参ります。ご希望やお気づきの点がございましたら、是非ともお寄せ頂きたいお願い申し上げます。

## ご逝去

ここに謹んで、  
ご冥福をお祈りします。

空知支部 三八五〇番

西澤 三男

去る平成十八年十一月七日にて永眠

(享年四十九歳)

## INDEX

新年挨拶 北海道知事	2	平成18年11月28日(火)実施 第3回札幌支部研修会	33
日行連会長	3	第1回成年後見制度研修会の開催についてのお知らせ	33
北海道行政書士会会長	4	新年賀詞交歓会の開催について	34
支部長挨拶	5~10	新入会員	35
国籍の取得と国籍の証明、外国人と戸籍法について	11~17	平成18年度著作権相談員養成研修が開催されました	36
契約法入門(その2) 行政書士の委任契約を中心に	18~25	入管・渉外業務ガイダンス開催のお知らせ	36
弁護士Mの法律エッセー	26~30	職務上請求書の取扱いについて	37
ADR手続実施者養成研修会	31	平成18年度著作権研修(著作権相談員養成)効果測定実施結果	37
平成18年度 新入会員研修(後期)が開催されました	31	ご逝去	38
平成18年度総合法学講座修了のご報告	32	編集後記	38
士業等六団体合同「1日無料相談会」の報告	32	政治連盟だより	39

\*会議開催状況<11月分>は、次号に掲載いたします。

2007.1. 第281号

発行人: 深 貝 亨

発行所: 北海道行政書士会

平成18年12月25日発行

編集人: 松 井 隆 文

印刷所: (株) スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号

北1条サンマウンテンビル5階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

札幌銀行本店 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224 番

## 会員数の概要

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,472 (個人1,468・法人4)				+ 13	+ 3
男性	1,349	女性	119		

平成18年11月末現在

次号の記事の締切は2月末です。

# 政連道支部だより

日本行政書士政治連盟 北海道支部  
発行責任者：葛西 彰

## 謹賀新年

日本行政書士政治連盟北海道支部 支部長

葛西 彰

会員のみなさま謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年夕張市が財政再建団体となりました。地方自治体の置かれている厳しい事情が明確に表に出た事例となりました。公表された再建案は、小学校を一つに統合するなど市民に大きな負担を求めました。夕張の破綻の構図は、翻ってみれば北海道の置かれてきた事情と違いはありません。国家政策として戦後北海道は、一次産業である農業、漁業、林業の基地とされ、またエネルギーの供給源である石炭産地として、さらには国防の最前線として位置づけられてきました。21世紀を迎える今日、その役割のほとんどは意味を失い、著しく一次産業は衰退し、さらに外国輸入産品との競争に苦しみ、一方で地方の人口減少として現れ、また地域住民の高齢化が進みました。『こんな筈じゃなかった』夢から覚めたときのように、この深刻な現状を受け止めて、北海道の歩んできた戦後を国家政策の被害者として見たい気持ちもわからなくはありません。しかし、被害者であるという当事者意識が、むしろその後の政策を遅らせ、悪化させてきたのではないのでしょうか。代替の経済優先の政策が、箱物行政といわれる無用とも思える多くの施設を作り、それがさらに自治体財政を厳しくしました。

堀前北海道知事は、北海道の自立と自律を掲げました。なんとかなるだろうという私の言葉に、ある知事候補は、『何とかなるという言葉がいけない、もうそんなことでは北海道はよくなるまい』と強く言い返されました。では、どうするかすべての答えは一つ、道民が主体となってこの地域を考え、再建していくことでもあります。破綻した夕張市民にはたいへん残酷な言葉かもしれませんが、もう国には頼れない時代となったのだから、自分達の将来の多くを住民が決定し、参加していく本来の自治こそが解決の道となります。町政、市政、道政に地域住民が広範に関っ

ていくことと同時に、担い手にもなっていくことが求められています。誰かが知らないうちにやってくれるという行政は終わりました。

わたくしたち行政書士は、地域と行政をつなぐパイプ役といわれます。地域のボランティアに関っておられたり、行政のサポートを担っていたり、これまでも多くの社会貢献を行っている会員は多い。今後、行政書士の業務も地域との関りも大きく変わっていくことと思われませんが、その職能と経験が活かされる場面が多くなると予測します。どのような関りを持つか事例を持ち寄り、

さらに先進地域の事例も検証し、積極的に政策と実行に関っていくことが求められている。北海道の行政書士で地方議会議員でもある行政書士は、他地域と比べて少ない。もっと議員を目指す行政書士がいてもよいのではないか。これも一つの考え方である。自治体の評価委員会や各種審議会、検討会などの委員として参加していくことも方法の一つであります。さらには地域の産業や観光福祉や町おこしなど多くのNPO法人など民間団体が作られています。こうした団体の助言者として関っていくこともさらに進めたいことの一つ。

新しい年、フィールドに下りて社会に参加していく行政書士像を描いて見ました。今でもそのような活動をなさっている行政書士は澁刺として明るい。今年は、外の世界に参加し発言する行政書士を目指してみませんか。

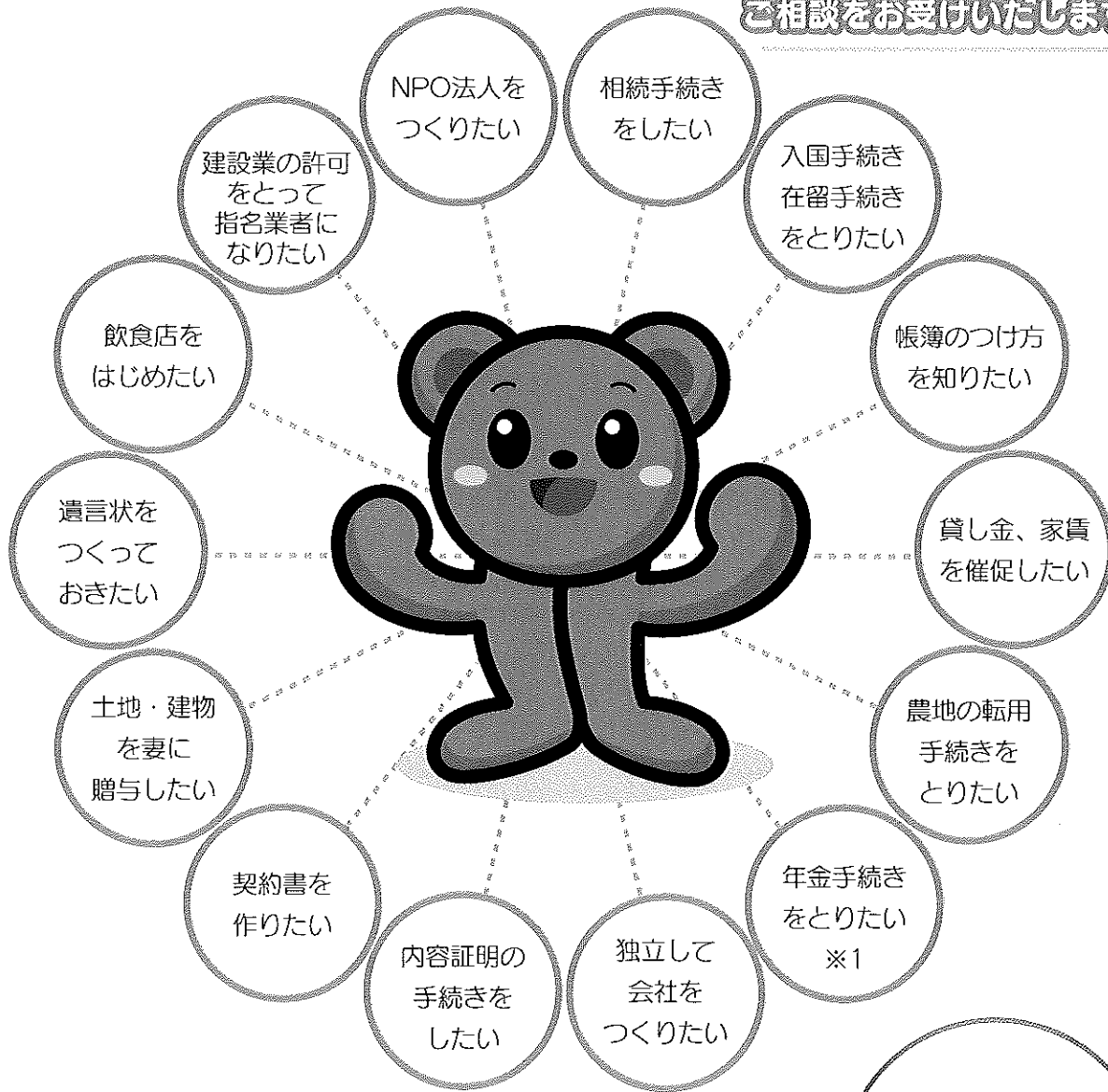
政連道支部の財政再建も忘れてはなりません。年度末にかけて相当の頑張りをしないと達成できない状況です。役職員力を合わせ、また分会のご努力をご期待し乗り切りたいと思います。

最後になりましたが、本年も皆様のご多幸とご繁栄をご祈念しご挨拶といたします。

# ぎょうせいしよして?

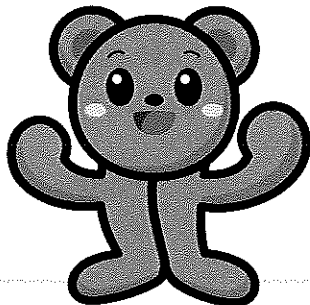
書類を官公署に提出する手続きについて代行すること  
契約書などの書類を代理人として作成すること  
難しい書類などの代行はお任せください!  
電子申請にも対応しています。

あなたの街の法律家  
**行政書士**  
ご相談をお受けいたします。



※1.一部の業務に関しては、昭和55年8月31日までの入会会員に限ります。

いろんな相談にのってくれるんだね!



**たくまくん**

切磋琢磨  
・学芸・技法に勤んで修練すること  
遅しい  
・勢いや意志が力強く盛んである  
北海道行政書士会 キャラクター選考委員会

法的手続きや書類などで解らないことは気軽に相談して下さいね!